

令和２年３月１７日第１回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第３日）			
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和2年3月17日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	4番 吉田 豊	1. 介護保険制度 2. 空き家対策 3. 農集排事業 4. 眠育の取組み
6	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について 2. 新型コロナウイルスについて 3. 道路及び水路の整備について
7	7番 吉富 隆	1. 事業交付金について 2. 新型コロナウイルス対策について 3. 職員健康管理及び働き方改革関連について 4. 切通川河川改修について
8	1番 鈴木千春	1. 「しごと」の支援について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 農業支援の取組みについて
9	2番 大川徹也	1. 農地・水・環境保全向上対策事業（現：多面的機能支払交付金事業）の交付金について 2. ふるさと納税寄付金及びそれを活用した事業について 3. タウンプロモーション事業について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前 9 時 31 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第 1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4 番吉田豊君よりお願いします。

○4 番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。議長から登壇の許可をいただきましたので、ただいまより通告順に従いまして質問をさせていただきますと思います。

なお、時節柄、コロナウイルスの対策で執行部の皆さんも大変御多忙だと思っておりますので、極力短時間で終わるように努力したいと思いますので、答弁のほうも分かりやすくよろしく御答弁いただきたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

まず、1 番目に、介護保険制度についてお尋ねです。

最近のテレビの報道によりますと、2025年には65歳以上の人口の5人に1人が認知症になるというふうなテレビの報道がされております。これもテレビの報道によった資料でございますが、大体、認知症にかかると、最低でも一月34,190円の自己負担が発生するそうです。自己負担が1割でございますので、これを割り戻して、介護保険の適用を受けると、大体年間1人4,120,800円の保険支払いが必要になってくるという計算ができます。

そこで、1 番目の項目として、介護保険制度そのものが今後も大丈夫であるかということで課長のほうにお尋ねをしております。

それから、2 番目といたしまして、その予防対策として、インセンティブ事業の一環として、スポーツジムでの筋力トレーニングに対して現在も補助をいただいておりますが、介護予防に徹すべきとして、もっともっとジムでの筋力トレーニングを奨励していただきたい、そういうふうな考えで2 番目の質問を挙げております。

それから、3 番目といたしまして、ジムでの筋力トレーニング者に対しての、努力目標を持たせる施策はできないのか。これについては、例えば、65歳から5年間、そのジムへ行って筋力を維持して介護保険の適用を受けられないような健康の維持者に対しては、これはあくま

でも例えばの話なんです、1泊2日ぐらいの旅行クーポンをやってはどうかと。

あるいは、10年トレーニングを続けて介護保険を受けないで済むような健康な老人に対しては、ハワイ旅行ぐらいのプレゼントをするという形になれば、町内の老人の皆さんも、そんならおいもジムへ行って健康づくりをしようかというふうな、そういう努力を持たせるような制度につくっていけば、将来的には、先ほど、先般から言われていますように、自分の健康は自分で守るというようなものに対して、上峰の老人は介護保険を使わないで健康なまままで年を重ねていくような制度に仕上げていかないと駄目じゃないかなというふうに思っています、この質問3項目を挙げておりますので、よろしく回答のほうをお願いしたいと思います。

それから、2番目といたしまして、空き家対策です。

今現在、空き家対策としては、窓口は住民課ですが、この空き家の空き家バンクのデータベースについては創生室だというふうなお答えをいただいておりますので、町長にお尋ねなんです、窓口を2つに分けた複雑な構成にしたのは、その分けた理由はちょっとどういうことかということでお尋ねをいたします。

それと、創生室長にお尋ねですが、データとしてどのような項目をつくってデータベースとして残していくのかということを考えておられるのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、3番目として、農業集落排水の関係ですが、もう終末処理場がかなり経過、経年、今のままでいきますと、終末処理場の経年によって相当施設が傷んできておりますので、今後10年間、どのような機能強化及び維持管理費が必要かということで、分かる範囲内で結構ですので、どのような試算になっておるのか、分かる範囲内で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

この基本は、先日、今年の2月28日の佐賀新聞によりますと、町長のその日の行動は新聞に掲載されておりますが、その日の朝の新聞によって、町長が県生活排水処理広域連携推進協議会設立総会に出席というふうなことが記事として載っておりました。その中での参加自治体が、佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町、有田町、白石町、太良町。不参加が、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神埼市、みやき町、大町町、江北町が不参加ということで新聞に掲載されておりました。

先ほどの1番の項目でも申し上げましたように、各処理区で上峰町が今後維持していくには、かなりの経費が要るんじゃないかというふうに思います。

したがって、この広域処理計画には率先して参加をいただいて、できるならば佐賀県一本化、あるいは東部と西部と2か所ぐらいになるのか、それは県の考えでしょうが、広域処理にしていけないと、こういう小さな自治体では下水処理に対して予算をかなり支出しなければならないようになって、ほかの住民サービスが低下していくような形になってはまずいというふうなことから、広域処理計画について町長はいかなる考えをお持ちかをお尋ねをして

いきたいと思います。

4番目の眠育の取組みについてでございますが、実は昨年9月30日から10月2日まで山形県の小国町と新潟県の三条市に総務厚生常任委員会で研修に行きました。この研修先を選んだのは、私がお願いをしたところです。

なぜかといいますと、これもテレビの朝の放送だったんですが、新潟県の三条市でこの眠育に取り組んだ結果、不登校の子供が一人もいない、0というふうな報道がなされました。そこでちょっと興味を持ったものですからずっと見ておったら、どうしても現地に行きたくて聞きたいことがあるということで委員長に申し上げて、これを採用していただいて研修に行ったわけですが、研修の先では、やはり妊婦のときから体内時計が出来かかってきて、小さい頃からの睡眠の時間というのが非常に大切だということで九州大学のその専門の先生も申されたそうなんです、非常に大切、睡眠の時間というのが大変重要なことだということだそうです。

それで、この三条市で行われておったのは、子供たちに夜何時に寝て、親から起こされんで自分で起きたかどうかというのを生活スケジュールの表をつくって、それに記入させて先生に提出をさせているそうなんです、そういうふうなことで、非常に子供たちのその眠育によって不登校が0、なおかつ、ここの地域は、三条市では小中一貫校でございましたが、新潟県、大変雪の多いところです。で、その小学校の子供が通学の途中に雪道で転んでけがをしたりしたときには、高学年の子供がおんぶして登校するそうなんです。いじめなんかは全くないというふうな研修地でのその内容をお聞きしたものですから、これはぜひとも上峰町でも取り組むべきじゃないかということで、帰宅早々、健康福祉課と生涯学習課の課長に取り組む形で勉強するようにということで、多分、2日に帰ってきてますんで、3日か4日には行っていると思います。で、約半年間過ぎてますんで、勉強の成果をここでどのように思われたのか、健康福祉課長と生涯学習課長にお尋ねをしてみたいです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、介護保険制度、質問要旨の1番、制度の維持は大丈夫か、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項1、介護保険制度、要旨1、制度の維持は大丈夫かに関して答弁をいたします。

介護保険制度については、介護を必要とする人を社会全体で支える目的でつくられ、介護保険法に基づき実施されております。

住民の皆様が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険サービス及び福祉サービスに係る給付を行っております。高齢化の上昇

と歩調を合わせるように社会保障費も増加しており、今後も高齢化が進展するとともに、医療と介護のニーズが増加することが見込まれます。

こうした背景をもとに、介護サービスの供給量、介護保険料の設定、高齢者施策の推進など、市町の状況を鑑み、地域支援事業等取り組むことで、介護給付費の適正化に向け、鳥栖地区広域市町村圏組合と取組を行っていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○４番（吉田 豊君）

私がここでお尋ねしたいのは、何らかの処置をしないと、みんなで支えていくというのは、それは国の方針で分かりますが、今、健康保険だって５人に１人が３人に１人になるというふうな、働き盛りの人たちが人口が減ってきて、３人に１人で老人を支えなければいけない世の中になったという報道をしているわけですね。

で、私がさっき申し上げたのは、介護保険でも認知症だけで５人に１人なんですよ。あと、どういう表現をすればいいんですか、介護保険を使う適用者ですか、それは全部にしたら５人に１人じゃなくて３人に１人とかもっと増えるかも分かんわけですね。そしたら、とてもじゃないけど、今の介護保険料金の３倍、５倍を払ったって、もう制度そのものが難しいと思うんですよ。

だから、今の国の運営方針で果たして制度がもつと思うのか、思わないのかということを開きたいわけですね。それについてお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの介護保険制度がもつか、もたないのかという御質問だと思いますが、今現在、介護保険料の財源としましては、公費が５割、それから、６５歳以上の方の保険料が約２３％、４０歳から６４歳の方の保険料が約２７％ということで、介護保険の財源として成り立っているところでございます。

もつか、もたないかと言われますと、ちょっと私の口からは、ちょっとどう答弁していいのかというところがございますけれども、こちらについて、継続させるための事業を市町で取り組んでいくことにはなるかと思しますので、先ほども申しましたが、介護給付費の適正化等、こちらについては市町の状況を鑑みて、いろんな取組を行っていき、持続するよう努めていくということになるかと思います。

以上でございます。（「ありがとうございます。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の２番、インセンティブ事業の一環で、スポーツジムでの筋力トレーニングをもっと奨励して、介護予防に徹すべきではないかと思料するが、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項 1、介護保険制度、要旨 2、インセンティブ事業の一環で、スポーツジムでの筋力トレーニングをもっと奨励して、介護予防に徹すべきではないかと思料するが、に関して答弁をいたします。

介護予防の上で筋力トレーニング等を継続的に行うことで、生活習慣病の予防をはじめ、認知症予防、フレイル予防等、様々な効果が得られることが分かっております。また、気分転換やストレスの発散となり、精神的な安定を促すことができると言われております。体力や体形に自信が持てることによって自己効力感が高まり、生活の質の向上にも役立ちます。

また、筋力トレーニングや体操を数人のグループで行うことで、さらに効果が得られることが検証をされております。

個人のスポーツジムでの筋力トレーニングや、今年度より開始しました生活支援事業の地域での居場所づくりの支援も含め、今後も地域の状況を検証しながら介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の 3 番、ジムでの筋力トレーニング者に対しての、努力目標を持たせる施策は出来ないか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項 1、介護保険制度、要旨 3、ジムでの筋力トレーニング者に対しての努力目標を持たせる施策は出来ないかに関して答弁をいたします。

トレーニング者の積極的な健康づくりの取組の実践につなげていくという観点からは、個人の健康意識や行動変容の状況に即し、幾つかの段階に分けて、インセンティブの仕組み、評価指標や褒賞を考えていくことが適当であると考えております。

個人に健康づくりの取組が習慣化し、その効果も一定程度実感するような段階に至った後は、健康維持に向けた自主的な取組を支えるための対応を考えていくことが必要であると考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4 番（吉田 豊君）

ジムでの実践者の意識の向上なり褒賞、その他の必要もあるというふうなお答えをいただいたというふうに理解しましたが、褒賞に取り組む内容を私、具体的に 5 年、10 年ちょっと区切って申し上げてみたんですけれども、まず、その前に、やっぱり町の姿勢として、ちょっとオーバーですけど、例えば、日本一健康長寿の町とか、そういうスローガンを持って、その副賞としてそういうものを 5 年でどういうと、これは例えばの私の意見ですから、実際そういうものを、制度をつくる場合については健康福祉課のほうで、執行部のほうでよ

く考えていただきたいと思うんですけど、やっぱり何か目標を、ああ、こぎゃんとのあんなら、じゃ、おいもこいばちょっと目指して頑張ってみるかという心、意識がけ、意識づくりというのですか、そういうものをしてもらおうと、もっともっと老人の健康づくりに対する意識の高揚というのを図られるんじゃないかというふうなちょっと気持ちを持ってるものだから、ちょっと具体的に参考までに5年、10年の目標をちょっと設定したわけですけど、それらに関する課長の考えはいかなものか、ちょっとよかったらお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま目標の設定、意識づくりの考えはという御質問だったかと思います。

議員おっしゃいますように、中長期的な目標を立て、個人の皆様が健康づくりに取り組んでいただくというところが最も重要なところであります。

インセンティブ事業の評価、それから、それに伴う褒賞に関しましては、国のガイドラインからいきますと、価値が高過ぎることになると褒賞を得ることのみが目的化してしまうという指標もございますので、そこについては町の事業として幅広く住民の皆様に取り組んでいただけるような内容を考えているところでございます。

以上でございます。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、空き家対策、質問要旨の1番、窓口は住民課、空き家バンクのデータベースは創生室二つに分けた理由は、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉田議員からの御質問でございます。

空き家バンク、それと空き家についてのデータベース、所掌を二つに分けた理由はということでございますが、この空き家問題については、まさに2つの要素があると思っております。

空き家が存在することによって周辺の環境、あるいは衛生上、問題があるという点がまず1つありますし、それを移住・定住につなげていくというのが空き家バンクであると思っております。

よって、環境面に関しては住民課が対処し、移住・定住促進につなげていく視点ではまち・ひと・しごと創生室が所掌しているものでございます。

○4番（吉田 豊君）

2つに分けた理由は説明で分かったんですが、私の希望といいますか、考え方としては、町民の皆さん、あるいは他町から空き家を購入して定住するような方もいらっしゃると思うんですが、やっぱり町民の皆さんが役場に来ることは、何か玄関が高いわけですね、敷居がね。だから、そういう面を考えると、どちらかといえば1つの課で空き家の関係がスムー

ズに、聞きたいことなり、やりたいことが終われば、住民の皆さん方にもそっちのほうが私としては都合がいいなというふうに考えたもんだから、何で2つに分けたのですかということをお尋ねしたわけですが、バンクとデータの趣旨からいけば、そういうことも考えられるなということを思ったんですが、しかし、住民側に立てば、やっぱり1か所に行って全ての用事が済むというのが便利だろうというふうに考えますんで、町長として今後、1つに統合する気持ちがあるかないかだけお答えをいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しました趣旨に沿っていけば、住民の皆さんはまさに住民課が主な窓口になるんじゃないかと。移住・定住というのは、バンク制度をつくり、ホームページに載せ、それを希望する住宅の地権者、地権者といいますか、住宅の所有者が登録をする制度でありますので、それは移住者を対象にしているわけでありますので、その点はバンクに登録する人が創生室にお願いしに行くことはあり得ますが、関わり方としては、ホームページ上で募集するフォーマットを整えていきたいと思っておりますので、役場に来れずともですね、議員御心配の役場に来れずとも登録が簡素にスムーズにできるような流れをつくっていききたいと思ってございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、データベースの内容は、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、吉田議員の質問事項2、空き家対策、要旨2、データベースの内容はという質問につきまして答弁いたします。

データベースの管理は住民課でございますので、私のほうから空き家情報管理システムの内容の御説明をさせていただきます。

まず1つ、位置情報としまして、町図に空き家の位置、地番、所有者を表示しております。2、家屋登記情報としまして、各空き家の登記情報を表示しております。3、空き家ごとの現地調査記録情報としまして、各空き家の現地調査の内容を表示しております。4、日常記録情報としまして、各空き家のその後の調査内容記録を表示しております。5、空き家ごとの現地調査記録情報としまして、各空き家の調査区分ごとの評価及びA、B、C、Dの総合判定並びに写真を表示できるようになっております。6、アンケート内容としまして、各空き家ごとのアンケート内容の表示ができます。以上の内容を各空き家ごとに整備をしております。

なお、今後、この空き家についての追跡調査による修正及び地区からの新規空き家情報による調査等による追加情報を入力することもできます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○４番（吉田 豊君）

先ほどの答弁でかなりの内容に分かったんですが、登記情報を載せるというふうに説明を受けたわけですが、建物を、公庫とかなんか金を借りた場合は登記をするんですが、自己資金だけで造ったものについては登記をしない方が結構いらっしゃるわけですね。そういう人たちのデータは、まず空き家に、空き家バンクに登録された場合ですよ、情報としてどういうものを、今言われたような地図から所在地、面積、建物の構造なんかも登記簿に載りますから、そういうものは載ってくると思うんですが、それともう一つは、売買希望か賃貸希望かというのもデータとしては必要じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。その２点だけお答えをいただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

吉田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、登記情報としてはですね、こちらで分かっている限りの簡単な情報を載せている限りでございまして、詳細な登記情報を載せているわけではございません。現在のところではございすけれども。

それと、売買とか賃貸希望というふうな、そういったところの内容は現在載せておりませんで、実態調査を行ったそのときの情報ですね、当該空き家等の施策を当たり、必要な情報を整備したというところに関しまして、こういったデータベースを整えているところでございますので、まだこういったところの売買希望とか賃貸希望というところの、そこまではまだいっていないところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

登記情報については分かりました。

ただ、賃貸か売買かは載せていないということなんですが、私もよく住民課長にお尋ねするんですが、例えば、子供たちのために空き家を買って上峰に住ませようかなというように思っているもんですからね。どこにどの程度の幾らぐらいの家がありますかと聞いても、まだデータ化していないから分からないというお答えをいつもいただいているんですが、やはり賃貸物件か売買物件かというのも私は載せたほうがよりいいんじゃないかというふうに思いますので、今後、そういうふうにプログラムを改正してでも情報として作れるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

それともう一つは、このデータベース化がいつまで大体できるのか、何年を目標に考えておられるのか、その２点についてお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。すみません、データベースの件ですけれども、今回のデータベースにつきましてはですね、住民課のほうで作成をされて、今現在、管理をしております。

空き家の情報管理システムという形で内容をですね、創生室が閲覧できるというような状況でシステムを整備している状況でございます。

議員の御指摘があります賃貸情報であったりというのはですね、恐らく物件情報といわれるものです。実際、これは私どものほうで空き家バンクを整理する際にですね、簡単な見取り図とか、または、例えば、駅から歩いて何分とか、バス停から何分とかいうような形で物件の詳細情報に関しては、今後、私どもがホームページを掲載して、空き家バンクとしてですね、立ち上げる際に整理をしてですね、公開をしていくという感じになっております。

ですので、今現在、住民課のほうで運用されてあります空き家の管理情報についてはですね、私どもが閲覧できる程度のものであって、公開を前提としているものじゃないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「あと1つ聞いておる。いつ頃までにそういう性質のものば作る予定かということでお尋ねしているんです」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。

それから、ホームページの公開に合わせてということにしておりますので、来年度中には公開可能というふうに思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

来年度ということですが、それは令和2年中には、2年度中には終わるということで理解していいですね。はい、分かりました。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問事項の3番、農集排水事業、質問要旨の1番、今後10年間の機能強化及び維持管理計画は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうから吉田議員の質問事項3、農集排水事業、質問要旨1、今後10年間の機能強化及び維持管理計画はという御質問に対し、お答えいたします。

まず、機能強化でございますが、平成30年度に策定しました農業集落排水施設最適整備構想計画に基づき、計画的に実施する予定としております。令和元年度から切通地区に着手しており、令和5年度まで事業予定としております。その後、前牟田地区を令和5年度から令和9年度、江迎地区を令和9年度からと順次取りかかる計画でございます。

また、維持管理については、引き続き現在の契約方法により適切に実施していきたいと考えているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、広域処理計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項3、農集排事業、質問要旨2、広域処理計画はという御質問に対し、お答えいたします。

処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少などに伴い、経営環境は厳しくなる一方であるとして、平成30年1月17日付で総務省、農林省、国土交通省、環境省の4省連名で、都道府県において広域化、共同化計画を策定することとした通知がなされているところでございます。

これを受け、佐賀県では、令和2年2月18日に佐賀県生活排水処理広域連携推進協議会を設立したところでございます。

よって、本町独自での集約化は現在考えておらず、今後はこの協議会の方針により広域連携の検討を実施していくこととなります。

なお、汚泥処理については、三神地区汚泥再生処理センターへ集約して、広域化に処理を現在行っているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

本町での集約化は今のところ計画はありませんということでしたので、では、その広域処理連携、排水処理広域連携推進協議会なるものに今後期待をして移行するようなつもりだなということで理解したんですが、課長の判断でいいです、大体可能性として何%ぐらいあるんですか。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の御質疑でございます。

可能性として何%ぐらいかということですが、佐賀県の生活排水処理再生計画、協議会の中の計画では、県内を5ブロックに分けて処理を集約していくということで計画がされております。本町、上峰町は東部ブロックというブロックの中に今組み込まれておりますが、神崎市から東部、全部の市町ということになっております。その中で今後協議を進めていくことになるわけですが、農集排はあくまでも浄化槽の大きいものという考え方でございます。で、神崎市、吉野ヶ里、みやき町、鳥栖市、基山町に関しましては、公共下水道の終末処理を持っております。

で、この中で、この東部ブロックの中でこういった形で集約をやっていくかということは今後話し合いをやっていくわけなんですけれども、うちが一番集約を図る大きい市町の中では一つになるのかなと思うんですけれども、隣接市町との協議が一番大きなネックになってくると思います、今後。

で、何%かと言われますと、そのパーセンテージで表すのは非常に難しいと思いますので、ちょっと協議に入った段階で、どの程度の手応えがあるかというのを今後見据えていきたいと思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

答えにくいのを聞き出すのが私の仕事でございます。

特に東部という形になってくると、隣町のみやき町が全然まだ進んでないわけですね。ここを下水管の埋設からさすっぎ10年、20年じゃできんかも分かんですね。そうなってくると、その間にうちの各地区で持っている処理場が老朽化して、改修していけば何とかもてるかも分かりませんが、そういうものを維持していくためには、もう想像つかないような金が必要んじゃないかというふうに私は思うんですよ。

じゃ、どうするかということなんですが、やっぱり本町では今、先ほどの答弁では、本町での集約化の計画はありませんということなんですが、それを含めて検討すべきだというふうに私は思うんですね。だから、それに対して課長の見解をお尋ねします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員からの御質疑でございます。

本町独自でも集約化を検討すべきではないかということの質疑かと思っております。

現在進められている佐賀県の生活排水の広域化に関しましては、先ほど申しましたとおり、東部ブロックということで検討していくわけでございますが、あくまでも今から検討していくわけございまして、今のところ、うちとしての集約化はないというところでの県の検討区域の中に入っております。

今後、その検討をしていく中でですね、東部ブロックとして非常に難しいと、受入れ体制ができないということになれば、町は町としてそういったところを勘案したところでの集約化というのを検討することになっていくかとは思いますが、今現在のところはあくまでも佐賀県の生活の東部ブロックの中での検討ということで進んでいくべきだということで考えております。

以上です。（「分かりました。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、眠育の取組み、質問要旨、眠育と子供の成長との関係（取組みの必要性）は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、吉田豊議員の質問事項4、眠育の取組みについてでございます。

議員のほうから生涯学習課長と御指名ありましたが、学校での取組について、私のほうから先に御案内させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、眠育につきましては、議員御案内のとおり、令和元年の9月議会だよりにおいて、総務厚生常任委員会研修報告がなされております。私どももこれを参考にさせていただいているところでございます。

学校での御案内いたしました類似する取組ということでございます。

まず、佐賀県におきまして、食育の一環からということで「早ね・早起き・朝ごはん」という活動が推進されてございます。生活の習慣の乱れや子供たちの学習意欲・体力・気力低下の要因の一つであるこの生活習慣の乱れについて、本町でも小、中学校において、保護者の皆様とともに早寝、早起き、朝ごはんの取組を行っているところでございます。

子供たちには実態調査として、睡眠時間や朝食等を取っているか否か、そういうところについて調査をしながら生活習慣の乱れ防止に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項4、眠育の取組み、要旨1、眠育と子供の成長との関係（取組みの必要性）に関して答弁をいたします。

眠育とは睡眠教育のことを指しまして、睡眠についての知識と正しい睡眠習慣を身につけることと言われております。

睡眠中の潜在意識は心のケアにもつながると言われておりまして、眠育は食育と同じように生きていくために必要な教育と考えているところでございます。

現在、乳幼児期の睡眠については、育児相談や健診の際に基本的な生活習慣について保健師から指導を行っているところです。

夜泣きや午睡をしないなど、保護者が不安に思っていることは多様となっております、個別に子供の成長や状況、家庭環境に合ったきめ細やかな対応をしていき、眠育の取組を行ってまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんおはようございます。吉田議員の質問事項4、眠育の取組みについて、質問要旨1、眠育と子供の成長との関係はという御質問でございます。答弁をいたします。

睡眠、生活習慣の乱れが子供たちの学習意欲・体力・気力の低下の要因の一つであることが指摘されております。このことは、最近の研究から科学的に裏づけられるようになってきているところでございます。

本町におきましても、保育園児等にも推奨されています早寝、早起き、朝ごはんの取組が睡眠リズムを整える大切なことだと考えているところでございます。また、小学校低学年から眠育事業の取組をすることにより、将来の不登校発生を予防できるものと考えているところでございます。

このようなことを含めまして、地域全体で取り組むことが必要であると考えておりますので、今後、青少年健全育成地区懇談会等におきましても、住民の皆さんに啓発していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それぞれの課長からお答えをいただいたんですが、例えば、学校教育関係と生涯学習課から早寝、早起き、朝ごはんという提唱のもとに展開しておるというようなことなんですが、ただ、これをどういうふう実践させておるか。例えば、子供たちに毎日の睡眠時間、何時に床に入って、何時に起きて、それも親から起こされたか、起こされていないか、自分で起きたかという、そういうものを記帳させることによって子供たちの意識が改革されるという話を聞いてきたんですね。

だから、提唱だけじゃなくて、それを具体的にどういうふう実践させておるのかということをお尋ねしたいということと、特に健康福祉課長に申し上げたいのは、帰ってきてからあなたに多分言っていると思うんですが、生活のリズムというのは胎内の赤ちゃんの頃から、もう既に妊婦のときから始まるということなんですよ。

だから、それに対して、幼児からの対応はされておるようなんですが、妊婦に対する眠育の必要というのはどのように対応されているのかを最後にお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員から眠育に係る子供たちへの意識づけということで御提案をいただきました。

現在は、年に1度の報告をする実態調査の折に、調査票の中で、何時に寝ましたかと、また何時に起きていますかという項目、それが平日と土日に分けて調査をしてございます。そういう中で、調査の子供たちに実際に書いてもらうアンケート等は年に1度というふうなところでございます。

今後、御提案いただきました日頃からの早寝、早起き、子供たちに習慣づけさせる、そういうところについても、学校現場、校長会等々でお話ししながら進めていければというふうに感じました。ありがとうございます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

妊婦への眠育への対応はということでございます。

現在、妊婦健診等で専門の医療機関等で健診を行っていただいているところですが、個別

の相談については健康福祉課の窓口でも対応しているところです。

眠育の必要性についても、母子手帳の交付の折等に詳しく妊婦の方に御説明をし、対応をさせていただきたいと考えているところです。

以上でございます。（「ありがとうございます。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

6 番原田希君、お願いします。

○6 番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6 番原田希でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

なお、先ほど同僚議員からもありましたとおり、皆様もう十分御案内だと思いますけど、今全国的に、全世界的にコロナウイルスの感染が拡大をしているところでございます。先日、佐賀県でも初めての感染者が確認をされたということでございました。

これらのコロナの感染拡大を受けまして、県内では、県内の自治体20市町の中では10市町の議会が一般質問を中止と。また、それ以外の議会でも期間を短縮させて、行政のこの感染症対策に対する負担というのは相当なものであるというところから、そこにしっかりと集中してほしいというような内容で様々、様々といいますが、どこの議会も対応されているようでございます。

先ほどの同僚議員にもありましたとおり、私もそういった、今回コロナに関しても質問出してますけど、しっかりと対応をしていただきたいという思いを持っておりますので、私の質問も、何といたしますか、短くといたしますか、（「短縮して」と呼ぶ者あり）はい、短縮といたしますか、もうポイントでちょっとやり取りをさせていただいて、なるべく早く終わらせていただきたいというふうに思いますので、その分、十分この感染症対策には力を入れていただきたいなというお願いを冒頭させていただきます。

質問の要旨でございます。大きく1 番目、中心市街地活性化事業についてということで、これはもう毎回出させていただいてます要旨の1、現在の進捗はということで、特に2月に全員協議会もありまして、また、詳しいお話も聞かせていただいたところでございますが、この中で特にですね、12月に予算を議決をいたしました、その体育施設、武道館を含めた体育施設の調査について、もし進捗があれば伺いをしたいと思います。

それに伴いまして、各協議団体から意見聴取をしていきたいというお話もありましたので、その実施の状況、進捗、それからイオンさんの跡地ですね、これが無償譲渡の時期はいつかということで、ほかの同僚議員からも常々質問出てると思いますが、ここにも進捗があれば伺いたいというふうに思います。

要旨の２、今後のスケジュールはということで、２月の全員協議会の中で、当面のスケジュールとして示された中には、本年度末には実施方針等を策定ということで説明があったかというふうに思いますが、このあたり踏まえまして、今後のスケジュールをお伺いしたいというふうに思います。

それから、大きく２番目でございます。新型コロナウイルスについてということで、要旨の１、町の対応、対策についてということで、本当にですね、学校の休校をはじめとして、これについてはもう慌ただしく対応されているというふうに思っておりますが、細かくちょっとお伺いすると時間がかかるかもしれませんので、大きくどういった対応をなされて、どういった対策をされていかれるのか。

金曜日の夜には対策本部、これまで準備会ですかね、ちょっと正式名称は忘れましたけど、が金曜日の夜にはもう対策本部ということで立ち上げられておりますので、設置をされておりますので、そこで様々な議論をされているというふうに思っております。そこでの対応、今後の対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、質問事項大きく３つ目、道路及び水路の整備についてということで、町道下津毛下坊所線と県道神埼北茂安線の交わる水路法面は改修が必要だと思うが町の考え対応はちゅうことで、ちょうどこの役場庁舎西側の南北に延びる道路ですね。が県道と接するところの横にあります水路、ここについてはちょっともうのり面が崩壊して危険な状態だということで、改修の必要性ということで上げておりましたが、先日の予算委員会の中で、新年度ここについては予算組みがされているという答弁があったように記憶を、答弁があっておりましたので、そこについて再度確認をさせていただいて、いただきたいというふうに思っておりますので、以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の１番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の１番、現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項１、中心市街地活性化事業について、要旨１に関して答弁をいたします。

現在、条件整理であったり、及び実施方針の下案を作成をいたしまして微調整を行っているという状況でございます。

体育館等の規模感につきましては、協議者目線からの意見聴取も必要でございましたので、１月末から２月上旬にかけて体育協会におけます各種目団体であったり、スポーツ少年団から意見聴取を行い、集約したところでございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○６番（原田 希君）

各種協議団体からの意見聴取ということで、もう既に終わられたということで、一つ心配してたのがそういった、今もう会議の場とかがだんだんこう、コロナの影響ですけど、自粛というか、制限をされてきていますので、そこで、こういったことに関してはもうなかなか思うように進まない部分があるのかなというふうにちょっと心配をしているところでございます。そこについては既に聴取を終了してるということでございました。

あと、それから跡地の無償譲渡の関係で、もし進展があればお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

双方協議を重ねている状況でございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

これもちょっと全員協議会の中でも質問させていただいたことですけど、再度お伺いしたいと思いますが、大体いつ頃その協議が終了して、相手方の取締役会の決議、議決が、決議が出て譲渡となるかどうか、そこら辺の見通しがあれば、お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

協議過程であったり、時期といったものに関してはですね、ちょっとここで御答弁差し上げるわけには、ちょっと控えさせていただきたいというふうにちょっと思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

それでは、ちょっと質問変えます。毎回ですね、ここ進捗については進んでないんじゃないかというようなお話を様々聞きながら、実際は進んでいると、なかなか表にですね、公表できない部分が多いということは十分理解をしております。加えて、その進んでいるということも理解をしているところでございます。

ちょっと言える範囲でですね、2月10日にちょっと全員協議会で構想なり様々説明いただいたんですが、2月10日の全員協議会から今日までで、もし言えるようであれば、いや、この部分はこれだけ進んだよと告示しできる部分がもしあればお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

1つは、今回の議案にも上程させていただいております用地の、事業予定地の用地買収が仮契約まで至ったということです。それと、あと実施方針に関しましても、いろいろな手法もですね、模索しながら、考えて進めているという状況でございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

実施方針については、最初の答弁で下案ということで答弁をいただきました。今年度中に策定ということで以前お話を伺っていますが、これについては今年度中に完了できるものかどうか、よろしくお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今月中に作成できます。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひお願いしたいと思いますし、もうこれも何度も言ってる話なんですけど、なるべく空洞化を、空洞化の期間を短く、そして、町民の皆さんが、様々御意見これまで聴取されてきてますので、町民の皆さんの思いがしっかりと形になる、そういった中心市街地をつくっていただきたいというふうに再度お願いをして、この項は終わらせていただきます。

次お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

実施方針の策定を本年度末までに行いたいとまず考えております。

また、実施方針策定前後、複数回に分けて地元事業者向けの勉強会を開催し、事業スキームの理解を促すとともに、地元事業者の参画を促す環境を醸成しようというふうに考えております。

ただし、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、状況と時期を見極めた上で検討したいと、このように考えております。

また、実施方針のスキームは、これまで進捗しておりますPFI方式に加えまして、新しい公民連携手法を模索しております。それからLABVについての調査、研究も同時に行っておりまして、両にらみのスキーム構築を図っているという状況で今検討しております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

勉強会等の予定もされているということでございました。ぜひですね、町内の企業の方も、やっぱり町内企業もっと活性化していただきたいというところもありますので、そういったところを積極的に取り入れられるような、そういった形になればなというふうにも思っていますし、また、ちょっとコロナが心配なんですけど、なるだけこの予定がですね、ちょっと状況にもよるかと思いますが、余り間が空かないような、そういった方向で進めていってほしいなと。ただ、状況によってはそれも致し方ないかなというふうなところも思いますので、とにかくしっかりと努力をしていただいて、また議会にも説明をいただければ、恐らく皆さん協力をいただけるというふうに思いますので、行政、議会、そして住民の皆さんと一緒に

なって、この上峰町の中心市街地、核となる施設をつくっていければというふうに思っていますので、ぜひしっかりと取り組んでいきましょう。よろしくお願いします。

最後、町長に一言お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

答弁ができない部分があることで進捗がないのではないかという御懸念、御心配をいただいているものと思っております。議員の皆様はじめ、町民の皆様方に御心配をおかけしている状況にあると思っておりますので、スケジュールについてですね、しっかりとこのPFI方式に加えたLABVも視野に入れた対応をですね、とりながら、両にらみでスキームの構築を急いでいきたいと思っております。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、新型コロナウイルスについて、質問要旨、町の対応、対策について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆さんおはようございます。それでは、原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスについての町の対応、対策としましては、計9回の会議を開催し、イベントの開催中止、延期、規模の縮小の決定と町ホームページによる町民の皆様への周知、小、中学校につきましては、3月3日から3月15日まで休業し、16日を登校日とし、午前中のみ登校させ、3月17日から3月24日までを休業とすること、また、卒業式については、時間を短縮して挙行すること、学校休業期間中は小学校1・2年生のうち、放課後児童クラブに加入している児童を放課後児童クラブで受入れを行い、3年生以上の小学校児童については、自習室を使い受入れをすること、学校休業期間中は通学バスの運行及び給食を停止すること、町民の皆様とうがい、手洗いの励行の町ホームページによる周知、透析療法を受けている方、心疾患、呼吸器疾患の方、妊婦に対しましてマスクを支給すること、また、町でのマスクの購入等について協議、決定をいたしました。

今後も情報収集に努め、対策準備会議で協議、決定し、速やかに住民の皆様へ情報提供をしていきたいと考えております。

以上、原田議員の質問を終わります。

○6番（原田 希君）

今、本当にこの新型コロナウイルスの対応については、通常業務に加えての対応ということで本当に大変だろうなということを思っております。

今、説明をいただきました。こういった情報をですね、ホームページで、それこそイベント等の中止、それから、学校等に関しては直接保護者のほうにメール等で連絡をされているというふうに思いますが、そういったバスの利用だとか、利用の停止だとか、公共施設に関

しても使用の制限とかもかかっているようでございますので、それから、その予防の対策ですね、こういったことに関してはホームページでということでしたが、回覧でも以前そういった相談先みたいなのが回ったかというふうに思いますが、このやっぱりこういった情報をですね、正確な情報をきちっと伝えていくということが大切なことだというふうに思っております。

私なんか特にホームページとかSNS等での発信を見させていただいているんですが、そういったインターネットの環境がない方、あってもほとんど見られない方というのも多くいらっしゃるというふうに思いますので、ぜひこの正確な情報発信と、町としての対応、それから、そういった公共のバスだとか施設だとかの制限かけてますよというような、そういった情報をですね、しっかりと伝えていただくということにも一つ力を注いでいただきたいなというふうに思っております。

今後ですね、今のところ県内でそう、例えばよく言われるクラスター感染だとか市中感染、そういったところまでは行ってない状況でございますが、今後やっぱり日本全体が、世界全体がどうなるか分からないという状況にある中でございますので、そういった、まずはその情報をきちっと提供していただく、それから、予防に関しては、最終的にはもう個人のあれになってくるのかも分かりませんが、そこをしっかりと、今もうがい、手洗いなど周知をされているということでございますが、さらに力を入れてですね、周知をいただいて、万が一、状況が万が一悪化したとしても、住民の皆さんが冷静に対応できるような、そういった準備をしていただいているとは思いますが、さらに力を入れていただきたいなというふうに思っているところでございますので、大変でしょうけど、しっかりとお願いしたいということをこの場でお願いをしておきます。

最後に、町長、それから教育長、お二人に御答弁いただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

コロナ対策の対応について深い御理解をいただきまして、議員には大変感謝申し上げます。

今回の対応を通じて、また情報発信をする中で気づいたこともございました。今申されましたように、当初、SNSを通じて個人的に発表してた時期がございましたけど、やはりホームページに集約すべきだという反省の下、現在SNSもホームページにリンクをするような状況に変えております。

ただし、ホームページで確認できる情報というのは、日々更新をしなければいけないということと併せて、その発信の範囲までちゃんと管理をしなければいけないということが分かっております。現在、新聞社様が掲載されている児童クラブの開設情報は、我々が訂正をまだ入れてなかったものですから、昨日の16日の登校と学校開放と児童クラブの開設時期についてはしっかりと管理ができてなかったのが誤情報が流れておりますので、昨日をもってですね、

訂正を入れさせていただくようお願いをしたところでございます。

だから、この発信について間違った情報が伝わることで大変多くの保護者さんたちが御迷惑をされたということもあったと思いますので、こうした点が今後なきように努めなきゃいけないという点と、ウェブ上とSNSの発信だけで届かない方々についてのですね、学校を通じてのメール配信以外で伝える方法というのを教育長のほうで考えてやっていただいておりますが、まだちょっと一抹の不安がありまして、ちゃんと正確に伝わっているのかというところについてはですね、不安を感じているところでございますので、こうした課題を反省に代えてですね、今後は検討していかなければいけない課題だなというふうに考えているところでございます。

○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。原田希議員はじめ、議員の皆様方の新型コロナウイルス対応に対するある意味の御理解と、そして我々執行部に対する激励のお言葉等もあってですね、さらに身を引き締めて頑張っていきたいと思っておりますのでございますが、この間の状況につきましては、先ほど総務副課長が申したとおりでございますけども、もう少し詳しく言いますと、学校の対応につきましては、第1回目の臨時休業を発表した後は、子供たちの受皿といいますか、1人で自宅待機ができない子供たちについては、基本家庭での待機を基本としながらも、放課後児童クラブに登録してる子供たち、特に1・2年生という低学年の子供たちを受け入れていただくと、そこに登録してない、あるいは3年生以上の子供たちについては、上峰町の場合は中学生も対象にしましたけれども、保護者の皆様に周知をしまして、希望があれば学校で受け入れるという体制をとりました。その場合も、教育委員会事務局の職員、それから、学校特別支援教育の支援員さん、そして、学校の教員ということで対応してきたところでございます。

2回目の臨時休業、16日から24日までという現在のところでございますが、これにつきましては、それまでの取組に少し方法を変えまして、まずは朝から、8時からですけども、町で学校、子供たちの受皿をつくると。言うならば町で放課後児童クラブを臨時的に、緊急的に設置するということで取組を開始したところであります。その担当は学校の先生方、そして支援員さん、あるいは急遽、募集という暇はなかったわけですけども、人材確保をしまして、そういう放課後児童クラブに携わっていただける方々を急遽集まっていたいてですね、今日も実際に60名近くが学校で、小学校で自習をしているという状況でございます。

これまでの取組の中では、それぞれの方々、関係の方々の御努力によって大きな問題も起こらず、子供たちは朝の8時から、一番長ければ7時まで、学校もしくは放課後児童クラブのほうで面倒見ていただきながら、情緒的な不安定さも心配された向きもありましたが、今のところ大きな問題なく過ごしているというところであります。

ただ、昨日は、臨時休業期間中とはいえ、登校日ということで上峰は設定をいたしました。

これは保健衛生上はですね、少し心配もあったわけですが、それ以上に子供たちの心理的な不安定さであるとか、あるいは教職員と先生方との関係性の問題であるとか、それから、またこれから臨時休業が続きますし、その後期の部分を考えたときに、丁寧な学習や生活面の指導をしていくということが必要であるとの判断からですね、手洗いやマスク着用を徹底した上での臨時登校日を設定したところでございます。

これも学校の職員からいえば、してもらってよかったという声はいただいておりますので、今後の子供たちの家庭での様子を見守りたいと思っております。

先ほど来出ておりますように、保護者の皆様へも、私どもはマチコミという方法を使ってですね、やっておりますけども、それだけでは100%になりませんので、基本的には担任の先生方を通じて、個別に、特に必要な情報を出さなくちゃいけない場合には、個別の電話であるとか、あるいは小、中学校ともですが、上峰の場合は家庭訪問を実施することで、職員の皆様方で意思統一をしております。既にこれまでも何回かしておりますので、これは一律平等にということもありますが、必要に応じてという場合もありますので、特に必要が多い、必要度が多いと思われるところについては複数回足を運んでいただきながら、子供たちと接触してもらったり、あるいは保護者の皆様と意思疎通をしてもらってですね、子供たちを見守っていききたいというふうに思っているところでございます。

いろいろとまたお気づきの点がありましたら、御指摘等いただければと思っております。

（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項から、質問事項の3番、道路及び水路の整備について、質問要旨、県道下津毛下坊所線と県道神埼北茂安線の交わる水路法面は改修が必要だと思いが町の考え対応は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、原田議員の質問事項3、道路及び水路の整備について、質問要旨1につ

いてお答えいたします。

当該箇所につきましては、庁舎西側水路の最南端で、コンクリートL型護岸の終点付近のことだと考えております。

改良事業計画時点では、県道横断ボックスまで整備する予定でしたが、当時、県道神埼北茂安線の拡幅計画があるとのことで、県との協議の結果、現在の箇所までの施工でとどめているところでございます。

しかしながら、近年の集中豪雨などにより、当該箇所の自然護岸が被害を受け、民有地側にも影響を及ぼしている状況であり、整備の必要性があると認識しており、令和2年度の予算に計上して整備することとしております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

冒頭に言いました予算委員会でも答弁をいただいております。見ただけでもちょっと危険だなという箇所でございますので、再度お答えをいただいて、整備の予定だということを聞いて安心をしているところでございますので、ほかにもそういった危険箇所あるかもしれませんので、引き続きそういった管理をしっかりとやっていただきたいということをお願いして、私の質問をこれで全て終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

7番吉富隆君よりお願いします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富隆です。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

私がちょうど4年前、4年半ぐらいになるかと思いますが、1つの文言を追いつけて今日に至っているところでございます。何かと申しますと、真実ということですね、私は追いつけて、今も結論は満たない状況にございますが、今後もそういったことで自分自身に当てはめ、また議会にも当てはめて今後は議会活動を進めていこうというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

早速質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染対策に当たっておられる執行部の負担軽減に、主な理由として、時間短縮をさせていただきたいと思っておりますので、簡潔な答弁をお願いをしたいと思っております。

1番目に、事業交付金についてでございます。

ふるさと産業活性化事業交付金関連についてでございますが、昨年の9月の定例会で、全員一致で議決をおいております。そういう中で、12月に一般質問をさせていただいたところ、保留だというふうなことで終着を見ておりますが、今年の当初予算の中にマイナス補正を全

額組んでありますので、そういった経緯について執行部の答弁を求めていきたいと思っています。

なお、簡単によろしゅうございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2番目に新型コロナウイルス対策について。町の対策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

非常に世界中にこのウイルス問題等々が懸念されている状況の中で、経済的に大きな打撃が被っているというふうに考えております。

なお、日本においても、まだまだ感染については右肩上がりではなかろうかと思っております。

そういう中で、佐賀県にも1人の陽性者が出ているようでございます。そういった中で、我が町の人と言ったほうがいいんでしょうかね、住民の方がヨーロッパにいたておられます。外遊でございます。町民の人ですよ。地域と名前は控えさせていただきますが、そういう状況の中で町の対策をですね、しっかりとさせていただきたいなというふうに思っておるところでございます。これも同僚議員からの質問が出ておりますので、その方向性だけを変えて質問をさせていただきますので、簡潔に御答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、大きく3番目に、職員、健康管理及び働き方改革関連について、4項目にわたって質問させていただきます。

職員健康管理について（町の考えは）ということで、非常にですね、何でもかような質問をしたかと申しますと、長期的にお休みをされている職員さんがおられるようでございますので、もしできれば職員さんの健康管理は、強制じゃないけれども、何とかできる方法はないのかなという観点から質問をさせていただいているところでございます。

それから、職員定数についてでございますが、この件につきましてはですね、今現在、職員の数は何名でしょうか、休職者は何名でしょうか、退職者定数は何名おられるのでしょうか、令和2年度の新規採用は何名ですか、令和2年度の4月以降の職員配置に影響はないかどうか、一括して御答弁をいただければと思っております。

それから、3番目、要旨の3番に会計年度任用職員についてお尋ねをさせていただきます。

もう、この案件につきましては、町の考えをお尋ねする程度にとどめさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

要旨4番目、職員の働き方改革について。これも簡単に説明をしていただければなと思っております。

まず、職員との36協定はどのようにされておるのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

大きく4番目に、切通川河川改修についてでございます。要旨1、町の考えはということで通告をさせていただいております。

去年、令和元年度の8月28日の大雨による堤防決壊がなされ、多大なる農作物等に被害が出ております。それと同時に、右岸側と左岸側の堤防の高さが違うようでございます。そういったことも含めたところで説明をお願いをしたい、それが1点と、いまだに決壊した跡地がそのままの状況になっております。町としてですね、やっぱり県に陳情をしていただかないと、もう3か月、4か月すれば雨期時期になりますので、早急にその対策をお願いしたいということでございます。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、事業交付金について、質問要旨、ふるさと産業活性化事業交付金関連について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆様こんにちは。吉富議員御質問の質問事項1、事業交付金について、要旨1、ふるさと産業活性化事業交付金関連について、について答弁申し上げます。

ふるさと産業活性化事業交付金につきましては、園芸用施設ハウス助成を目的とした町単独事業を計画しておりましたが、県の補助事業である、さが園芸生産888億円推進事業を活用して取り組んでいくところとし、県補助金に合わせて町でも補助金を交付するところで事業を再構築すると説明申し上げていたところであります。

また、当該交付金は、国、県の補助事業と要件のすみ分けを図り、町単独事業で行うと説明しておりました予算でありますので、執行せず保留する判断に至りまして、補正予算により予算額の減額を計上しているところでございます。

本年度中におきましては、県の承認を受け、この補助事業を活用して果樹園芸に取り組まれる方がいなかったため、町の補助率の割合など補助金の交付要綱の整備や予算について措置をお願いするところではありませんでした。今後県、普及センター、JA等と連携しまして補助事業の周知に努め、公募を行いまして果樹園芸作物の振興を図っていくところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

産業課長から詳しくですね、御説明をいただきました。私の考え方としては、88事業との関連で質問をしたわけではございません。この活性化事業につきましてですね、町単独であったと記憶しております。そういった流れの中での質問だったと記憶しておりますし、そのことについてですね、もうちょっと、議会の立場もございまして、昨年の、先ほど説明をしたとおり、昨年の9月の定例会で全員一致でこれは可決事項なんですね。12月で保留、で、3月のこの定例会でマイナス補正ということなんですよ。そいけん、ここの部分だけで結構ですが、いま一度説明をしていただければと思います。それは、先のことはですよ、

888の問題等々は説明いただいておりますので、それは理解をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問のところで、町単独事業と私が説明しましたところで、皆様に御承認をいただき、また、それにつきまして再度検討した結果について御説明させていただきます。

議会におきまして、認定農家というふうな要件づけがされたところございまして、このことにつきまして、要件的なところのこの認定農家の案件を含まれるというふうなところで検討をいたしていなかったものでございますから、認定農家の要件をこの事業の中に含める、また、別に888の事業におきましては、原則として2戸以上の農家というふうなところの要件がございます。そういったところの要件づけで、認定農家というふうな要件で、また原則として2戸以上を1戸というふうなところでも考えておりましたところでございますので、そういうふうなところですぐわなくなってきたところがございます。

また、認定の要件につきましても、888の事業におきましては、施設園芸で最低の面積というふうなところの規定がございます。受益面積をまた町のほうでは制限をなくして幅広く取り組んでいただこうというふうなところでも考えておりましたので、こういったところの面積要件も、認定農家の要件ですと所得が4,000千円というふうな計画にそうかたというふうなところもございまして、そういうふうなところでこの888の事業が活用するところの中でも満たすようなところとなってきたところでございます。

そういったところの要件づけを皆様方から承認をいただいた後でございますが、再度この要件づけに沿いまして、検討しました結果、こういう結果となったことについてはまことに不徳の致すところと感じておるところでございますが、何分今後とも果樹園芸作物の振興を図っていききたいというふうな思いは変わりませんので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたすところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま産業課長からですね、詳しく説明をいただきました。認定農業者の関連があるということでマイナス補正をせざるを得なかったということで、理解をいたしました。ぜひとも、88事業については推進を、進めていただきたいことを強く要望して、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問事項の2番、新型コロナウイルス対策について、質問要旨、町の対策について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

新型コロナウイルスについての町の対策、対応といたしましては、計9回の会議を開催し、イベントの開催、中止、延期、規模縮小の決定と、町ホームページによる町民の皆様への周知、小、中学校につきましては、3月3日から3月15日まで休業し、16日を登校日とし、午前中のみ登校させ、3月17日から3月24日までを休業とすること、また、卒業式については時間を短縮して挙行すること、学校休業期間中は小学校1・2年生のうち、放課後児童クラブに加入している児童を放課後児童クラブで受入れを行い、3年生以上の小学校児童についてはじしゅう室を使い受け入れること、学校の休業期間中は通学バスの運行及び給食を停止すること、町民の皆様に、うがい、手洗いの励行の町ホームページによる周知、透析療法を受けている方、心疾患、呼吸器疾患の方、妊婦へマスクを支給すること、町でのマスクの購入等について協議、決定しました。

今後も情報収集に努め、対策会議で協議、決定し、速やかに住民の皆様へ情報提供をしていきたいと考えています。

以上、吉富議員の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

副課長のほうからですね、新型コロナウイルス対策について、町の対策について御説明をいただきました。同僚議員がですね、午前中質疑をしておりますので、今、副課長が申されたことについては理解をしておるところでございます。

そういった中でですね、冒頭申し上げたとおり、上峰町の町民の方がヨーロッパに外遊に出ておられます。しかもイタリアなんですね。そういう情報をいただいております。そういった対策についてはですよ、どのようにお考えなのかが1点と。

それからですね、これウイルスの感染対策はですね、やっぱり万全を尽くしていただきたいというのは言うまでもございませんが、やはりお年寄りの方にもうちょっと目配りが必要ではなかろうかというふうに考えております。命令はできないと思うんですが、やっぱり外出をどの程度までに集約できるのかとか、そういった対策の方法もあるのではないかと思います。

佐賀で1件出ました、陽性が。では、上峰からも出らないという保証はないわけですね。外遊されていることをですね、恐らく行政の方は知らなかったんであろうというふうに思いますので、そういったことも含めたところでの対策はどのように今後されますか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

まず、海外渡航者がいらっしゃるということでございますが、こちらといたしましては、そのような情報は、情報を収集することができませんので、ちょっと御本人様からになると

は思うんですけれども、町のホームページ等でもお知らせはしておりますが、帰国者・接触者相談センターというものが鳥栖保健福祉事務所にありますので、そちらのほうにお電話をしていただいて、今後のですね、対策というか、病院での検査等を受けていただくような段取りを取っていただくというようなことしか、今のところは、うちのほうではできないのかなと思っているところでございます。

また、お年寄りのほうの対策ではございますが、まだ緊急事態宣言等出ておりませんので、不要不急の外出の自粛等をこちらのほうでまだ申し上げることはできませんので、なるべく外出は避けてくださいという程度しかお願いができないのではないかと考えております。

今後、また会議等開きまして、そちら辺のほうも含めたところで、会議に諮って決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、宗雲副課長からですね、対応はなかなか難しいというような御発言でございましたが、情報提供、僕はしてるんじゃないですか、ですね。名前も分かっております、地域も分かっております。しかし、それは伏せさせていただきたい、いうふうに考えております。

そういった中でですね、町として何か対策はないのかなという質問をしているわけですから、ですね。やはりよくよく考えてみてください。よく議長とも話をしますが、佐賀県で出たらどうすんのと、もし上峰で陽性が出たらどうすんのちゅう議論は議会の中でもやってきてます。まだまだ上峰からもですね、私の情報によれば、渡航された方は今のところ何ら問題はないということで自粛をされているようでございますが、この新型コロナウイルスについては、感染しても表に出てこない場合があるんで、非常に難しいだろうとは思いますが、行政においてはですよ、先ほども申したとおり、やはり万全を尽くしていただきたい、感染について万全を尽くしていただきたい。だから、議員の皆さんも気遣いをされて、短縮を、時間をしておりますので、ぜひともですね、そういったことを周知徹底をしていただきたいということを強く要望して、私、この項の質問は終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項3番、職員健康管理及び働き方改革関連について、質問要旨1番、職員健康管理について（町の考えは）、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

職員の健康管理についての町の考え方はということでございますが、職員の健康管理につきましては、健康診断、人間ドック、ストレスチェック及び有給休暇取得の促進等を実施しているところでございます。

安全配慮義務につきましては、公務が原因で職員が精神保健不調を発症した場合、職員の

心身の健康状態を常に把握し、健康状態に問題がある職員には職務上の措置を行い、公務による健康状態の増悪を防ぐことに努めます。

また、精神保健不調で休業に至った職員について、職場復帰が円滑に進められるよう休業開始から通常業務への復帰までの復職支援の手順と、休業者及び職場復帰支援担当者の役割や留意すべき事項を定めることにより、職場復帰後に再発しないためのフォローアップを含めた一連の流れの支援や、休業者が円滑に職場復帰を行えるよう支援を行うことはもとより、精神保健に理解のある職場環境の形成に努めてまいります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいまですね、副課長のほうから職員の健康管理については詳しく御説明をいただきました。

なおですね、一日も早い、長く休んである方の復帰についてですね、御尽力をいただければと思っておりますので、この件についてはこの程度で私はいいのかなというふうに考えております。

ぜひとも健康管理というのはですね、毎週月曜日かなんか課長会があってるんですよ。そういった折にもですね、対策を課長さんたちからの吸い上げていただいて、方法論を議論していただければというふうに思いますので、その点について強くお願いをして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、職員定数について執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

職員の定数について答弁します。

本町の職員定数は、上峰町職員定数条例に91名と定められており、現在91名の職員が在籍しております。総務省が発表しています類似団体別職員数によりますと、本町の人口1万人当たりの平均値は、今年度についてはまだ発表されておりませんが、平成23年から平成30年度までのデータでは全国で最少人数でした。現在の定数では、仕事量に対し職員数が不足している状況ですが、短期的な対応といたしましては、来年度より行政事務支援業務委託を行います。守秘義務要配慮個人情報についても確認し、担任し、扱える契約を結ぶことで行政事務支援職員は常勤職員が行っている戸籍を除く全ての業務について対応が可能となり、事務を担うことができますので、本町の意識改革につながり、計画的に各課において人事配置を行うことで、各課の労務環境の向上、正職員が考えることをし、課長が課のマネジメントを行う時間が増えることとなると思います。ですが、激変させることはできませんので、数年に分けて担っていくようにしていくという考え方で整理しておるところでございます。

以上の取組を行ってもなお業務が滞ってしまう場合や、募集に対しての応募がない場合は、中期的対策といたしまして、定数条例の改正を検討したいと思っております。

また、長期休職中の職員については、定数に含まないこととする定数条例の改正についても検討したいと思っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

副課長さんね、今詳しく説明をしていただきましたけれども、私は5つの件でですね、一括して、確認のためにしたわけでございますので、一括して説明をいただければと思っておりますが、職員の定数は何名ですか、91名というのが条例で定めてあるということを確認をしましたけれども、じゃ、休職者は今何人おられますか、退職者予定は何名ですか、令和2年度の新規採用者は何名ですか、令和2年度4月以降の職員配置への影響はないですかという質問をしておりますので、一括してもう一回お願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

休職者等人数でございますが、現在ですね、休職者は3名です。退職予定者につきましては6名です。6名です。令和2年度新規採用者は1名でございます。それでも不足する職員が、職員数としては不足しますので、中途採用も考えたところで職員募集を行っていく予定ではございます。

以上でございます。（「もう一個質問をしてるんですけどね」と呼ぶ者あり）

すみません。もう一つはちょっと聞き漏らしておりましたが。（「議長、発言してよろしゅうございますか。じゃ、もう一回質問をし直します」と呼ぶ者あり）

いま一度質問をお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

今ね、副課長さん、休職者は何名ですか、3名ですと。退職者予定は6人ですと、令和2年度の新規採用は1名ですと。91名に達しないんですよ。そうですね。だから、令和2年度の4月以降の職員配置に影響はないですかと。恐らく影響あると思います。私が主に質問をさせていただきたいのは、現在の91名の定数をです、増やせないか、増やす予定があるのかないのかというのが質問の趣旨でございますので、そこら辺も含めて答弁をお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

定数に満たないということでございますが、4月以降に、来年の4月以降につきましては中途採用を考えております。10月ぐらいにはちょっとなるとは思いますが、4月に募集をかけまして、10月採用という形で職員を配置していこうとは考えております。

また、定数につきましても、職員ニーズに応えるために、また、職員負担を減らすために、ちょっと調査をしながらですね、増やしていかなければならないとは考えておるところでござ

ざいます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

令和2年度4月以降の職員配置に影響はないかという質問で、あるかないかで結構だったんですが、臨時職員で対応するということなんですが、私が質問の趣旨は、やはり91名の定数をですよ、増やしてきちっとした形を取る、臨時職員さんで無理な面があるじゃないですか、ですね。そすと住民サービスに影響が出てくるんですよ。だから、定数を増やしたらどうですか、そういう意向ありますかとお尋ねしてるんで、その旨ですよ、答弁をしていただきたいと思います。いろいろ御都合あるようでございますので、これ以上私も質問しませんけれども、ぜひともですよ、住民サービスができる配置、何名必要なのか、議論をしていただいて、きちっとしていただければ幸いというふうに思いますので、その辺について強くお願いをして、この項を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の3番、会計年度任用職員について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度任用職員についてですが、会計年度任用職員は有期雇用で、1回の任期が毎会計年度ごととなる職員で、現状の職員である、すみません、現状の臨時職員である生活支援コーディネーター、看護師、集落支援員、学校教師等の職種を限定し採用を予定しております。

同一労働同一賃金の観点から、上限はありますが、常勤職員と同じように給与が決められますし、期末手当の支給や休暇手当が拡充され、また、人事評価の対象にもなります。

また、常勤職員と同様に、職務に専念する義務、守秘義務、法律や上司の職務上の命令に従う義務、政治的行為の制限などの服務に関する規定が適用されることとなり、違反した場合は、常勤職員と同様、懲戒処分の対象ともなります。ただし、職員定数には含まれません。

なお、制度初年度につきましては、臨時職員としての現行の業務の範囲を広げるものとして雇用は予定はしておりませんので、常勤職員の服務の改善には直接結びつくものではございません。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

副課長さんですね、確認の意味でちょっと質問をさせていただきますが、会計年度任用職員としての採用職員はですよ、懲戒免職の対象となるということで理解してよろしゅうございますか。そうするとですね、派遣職員では個人的情報等々の秘密義務ができますか、でき

ないか、どっちかで結構ですので、お願いいたします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

来年度予定しております行政事務支援の委託に関しましては、守秘義務は契約上盛り込んでおるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

これは、今説明をいただきましたとおり、守秘義務は条件をつけておるということで理解をいたしました。ぜひとも、こういったことについてはですね、住民サービスが基本でございますので、きちっとした形で、総務課担当になろうかと思えますんで、御指導方をですね、強くお願いをし、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、職員の働き方改革について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

職員の働き方改革でございますが、会計年度任用職員につきましては、現行の業務の範囲内において、より掘り下げて業務を担いますので、常勤職員の労務の改善にはつながっておりません。しかし、行政事務支援の業務委託をすることによりまして、常勤職員の行っている多くの業務を委託できるほか、今まで縦割りとしていた業務についても委託することにより横断的に対応ができますので、委託業務を増やすことにより常勤職員の業務をより中核的なものに絞ることが可能になります。中核的な業務に絞ることで職員をより適切なものできると考えてはおります。

なお、定員管理計画につきましては、91名プラス、当面数年間は20名程度増員することと、庶務業務、典型的な職務を行政事務支援員に担わせ、職務を切り分ける計画をつくりまして、次年度に機構改革に取り組みたいとは思っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

副課長さんですね、統括質問のときにですよ、僕がお願いをしておるんですよ。そのみで結構なんですよ。働き方改革で非常に難しい、幅広い面もございまして。ある程度は僕も認識をしております。要は、住民サービスにつながることで、と同時に、職員の健康管理にもつながる問題があるんで、36協定はどのような形で結ばれていますかという質問を統括でしてますから、そののみだけで結構という口添えもしてますんで、ぜひとも今の質問にお答えをいただきたい。

○総務課副課長（宗雲英則君）

36協定でございますが、今現在では結んでおりません。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

36協定についての質疑は統括質問の中でおっしゃられましたが、通告にはございませんで、我々も準備が十分できないという中での答弁でございましたので、先ほど不十分な答弁になったことをおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

公務員の労働基準法の適用は複雑でございますが、国家公務員か地方公務員か、また、一般職か特別職かにより労働基準法の適用、不適用が変わるようでございます。また、適用される場合でも適用される範囲が変わってくるようでございます。

お尋ねは、地方公務員ということになるかと思いますので、地方公務員について申し上げますと、地方公務員法によると、一般職でも特別職でも労働基準法は一部の規定を除き適用されます。労働基準法33条3項に労働基準法別表1に掲げる事業を除いて、官公署の事業に従事する国家公務員、地方公務員は公務のため臨時の必要がある場合、法定労働時間を超える時間外労働や法定休日における休日労働をさせることができると定められています。

公務員の36協定についてですが、労働基準法が適用される公務員については、この33条3項により一般的に届け出は不要となるようでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいまですね、町長のほうから詳しく御説明をいただきました。その件については僕も理解をしております。ただ、36協定はですね、当然結ばなきゃならないということであると僕は認識をしておりますので、ぜひともですね、協議をしていただいて、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。それが働き方改革の方に入ってきてるんでね、もうそういったことも、国会でもこれ問題になってましたんでね、そういったことを、うちの町だけがないということではなくて、今後の対策としてそういうふうにしていただきたい。やっぱり職員さん安心するんですよ。例えば残業は幾らまでとか、何十時間までとか、これは決まっていますよ——決まっていますよ。だから、そういったことも含めたところで、職員の皆さんが働きやすい職場づくり、笑顔のある職場づくりに総務課として専念をしていただくようお願いをして、私のこの項は終わらせていただきます。お願いいたしますよ。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、切通川河川改修について、質問要旨、町の考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、吉富議員の質問事項4、切通川河川改修について、質問要旨1、町の考えは、についてお答えいたします。

先ほど大要説明の中で御質疑がありました、右岸、左岸の堤防高に違いがあるのではないかとということで答弁させていただきます。

その件に関しましては、県のほうに確認をしておりますけれども、河川改修の段階で堤防の高さに左右に差をつけるということはあり得ないということで回答を得ております。

ただ、経年たつて、そこを通る人とか、車とか、そういったものによって圧がかかることによって若干の差は出てくるのではないかとということで回答行っております。

あと、当初、決壊箇所の復旧についてということで、まだ進んでないということでございますが、財務省協議を進められておりまして、12月の段階でそういう答弁をさせていただいております。その後、繰越承認ということで、この事業が年度内に終わらない場合は繰越しの財務省の承認を得る必要がございます。終わる、終わらないを関係なく、繰越承認の手続を取った上で発注にかかりたいということで、若干その時間を要したことにより発注時期が遅れてるということでの回答もいただいております。2年の取水期前には完了したいということでの回答でございました。

以上でございます。

〇7番（吉富 隆君）

ただいま建設課長からですね、御説明をいただきましたが、車の通り具合で右岸、左岸の高さは出てくるだろうというふうな御答弁でございましたが、あそこ、こっち側は車通りませんよ。下がる要素がない、ですね。

こういう問題がですね、下津毛の方の地権者との問題等々で僕は仲に入ったことあるんですよ。土のう積んだら、もう一も二もなし飛んでくるんですよ。そうですよ。だから、このことについてはですね、中津隈地区でございしますが、河川改修に伴って兩岸とも同じ高さにしていいという承認はいただいております。

そういったことも含めてでございしますが、遅れていかんぎよかということじゃないですよ。理由は分かるよ、ですね。やっぱり行政区の違いもあるかなと僕は思うんですが、被害は上峰にばかりなんですよ。よくよく考えてみてください。

予算委員会でも課長に厳しく言ったんだけど、右岸側と左岸側の堤防決壊の数はどうなってるのといったときに、私は左岸側は2回しか記憶はございません。2回、決壊は。ここ50年の間でね。すると、あとはほとんど上峰地区なんですよ、上峰地区。そうでしょう。令和元年の8月28日の大雨で決壊してるんですよ、これね。そんなときどれだけの被害があった。農作物、物すごい被害なんですよ。農業団体の方、国のほうで一律でですね、補助金が出たんで助かっている状況下にあるけれども、ここの問題は越水ものかしたところでのね、町としてやっぱり県に交渉するぐらいの優遇が欲しい。そうでしょう。ほとんど来てますよ。

今、神北線が開通しましたよね。そうすると、上からのかぶり水で僕たちは言ってるんで

すが、それで床下浸水までなる。しかし、これ何ミリ降ったときにどれだけの制水門で後ろ、下に流すかというのを計算してあるんですよ。一遍に流れんごとできてます。できてますよ、そういうふうに。だから、神北線だってオーバーしたんですね。

庁舎の西側見たですか。見たでしょう。歩道と道路とこの川と一緒にあって、10メートル近い、川のような状況になってました。ところが、人災がなかったからね、課長にも厳しく言ったんだけど、危機感がないじゃないのと、僕はこう申してきました。

ぜひともですね、そういったこと言っても始まらないんで、一日も早い堤防決壊の場所をですよ、修復していただくように御努力方を強くお願いしたい。課長の意気込みをもう一回お願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉富議員のほうから御指摘、またお叱り受けた切通川の決壊箇所の件でございますが、今後、土木事務所のほうにも強く要望していき、早期に改修、整備していただくようお願いをするとともにですね、切通川の河川改修についても、県道の橋梁まで発注が終わってるということでございますので、今後、用地買収等が上のほうに進んでいくと思います。

なおかつ、多大な補助金をいただけるようにですね、土木事務所のほうにも働きかけをして早急に河川改修が進むような手だてを、こちらからの要望もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

三好課長のですね、意気込みを聞かせていただいたんで理解はしますが、もう一つ忘れもんがございましたので、県にですね、陳情する際に、切通川の河川改修というのはですね、今の中津隈の橋が終われば先に進むと土木事務所は言いよんさつ。しかし、異動によって変わるんですよ、人間によって、異動によってね。だから、やっぱり何回も足を運んでいただければなというのが1点と。

泥土の問題ね、河川改修の。せっかく拡幅したのにもかかわらず、本当の川は、元の川とひとつも変わらないような状況になってますので、そういったことも含めて陳情をお願いしたいと。

それともう一点ですね、越水するように、上峰町側に越水するようになってるんですよ。これはやっぱりのけていただきたい。あそこに石橋ちゅうとがあって向こうさい渡るような道があるんですよ。恐らくてんとう井堰はあそこにできるだろうというふうに土木事務所からお伺いしてますが、やっぱりその石橋も問題が、やっぱり既存のやつはそのまま残すというのが基本考えだそうですけども、そういったことも交渉の中に入れていただいて、越水だけはやっぱりこっちに、上峰町に来んごとですよ、陳情していただきたいなと思います。

私も時々鳥栖土木事務所には行くんですが、そういったお話もさせていただいておりますが、なかなか異動がですねと担当者は言うんですよ。それは引き続きやってくれよというお話もさせていただいておりますので、ぜひとも上峰町に被害を少なくするために御尽力をいただきたいとくれぐれもお願いして、私の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

1 番鈴木千春君をお願いします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1 番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いましてこれより一般質問をさせていただきたいのですが、冒頭1 点だけ話させてください。

同僚議員からも話がありましたとおり、昨今、猛威を振るっておりますコロナウイルスにつきまして、先週末、佐賀県でも発症された方がおり、そのことに伴いまして執行部の方々も対応、対策と御多忙かと存じますので、私の一般質問につきましても端的に進めるよう努めますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、質問事項について。質問事項は大きく3 点でございます。

質問事項1、「しごと」の支援について。

本質問の意図としまして、結論から申しますと、私は町が仕事における支援をしているということは町の魅力発信につながると考えております。ただ、仕事の支援と一言と言っても、内容は多岐にわたります。

そこで、このたびの質問では、町内で既に仕事をされている事業者様向けと起業、創業に絞って、町で行われている支援の取組をお尋ねいたします。

質問要旨1、町内事業者向けに、現在取組まれている支援は。

次に、質問要旨の2につきまして、人口が増えている自治体の傾向について調べてみますと、近隣が都市部でベッドタウンである町の人口が増えているという傾向にあるということの記事で参照をしました。上峰町に置き換えて考えてみても、近隣を鳥栖市、佐賀市、久留米市と都市に囲まれており、微増とはいえ人口は増加しており、記事の内容が当てはまると感じました。

ここで、ベッドタウンとして上峰に移住を考えられている方々について考えてみますと、前提として職場については近隣都市で就業される方が多いかと思うのですが、計画や夢としていつかは起業したいと考えておられる方がいるかと思えます。これは私が関東から上峰に来て感じたことなんですけれども、関東のサラリーマンというのはやはり求人募集が多々ありますので、スキルアップやジョブチェンジで比較的簡単に転職をされる方が多いのではないかなという印象に対して、佐賀に来てみて周りを見てみますと、若くして起業されている

ことが多いなというふうに感じました。これは先輩方を見ても当てはまるように私は感じております。

そこで、町として起業支援をしているということは、町内の方はもちろん、移住を検討されている方に魅力を感じてもらえるのではないかと思います。

お尋ねは、現在の創業支援について伺いいたします。

質問要旨の2、創業支援について、現在の取組みは。

質問要旨の3につきまして、質問要旨の1、2では現状の取組を伺いますので、質問要旨の3は今後の取組みとスケジュールについて伺います。

質問要旨3、要旨①、②に関して、今後予定している取組みとスケジュールについては。

次に、毎回進捗を確認しており、本日も同僚議員から質問があったかと思うんですけども、中心市街地活性化事業につきまして、さきの議会から今日までの進捗と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

質問事項の2、中心市街地活性化事業について、質問要旨1、現在の進捗と今後のスケジュールについては。

3点目の質問につきましては、農業支援についてです。

本件につきましては、繰り返しお伝えしておりますが、あくまで私の個人的な考えですが、今、町内の農家の方々が直面しておられます課題は、所得の向上により課題解決のきっかけになるのではないかと考えております。6次産業化による付加価値の向上や、ふるさと納税等ECサイトへの出品、地産地消等の販路の拡大によって成功事例をつくることで、農業がもうかるという実績ができれば、近隣地域の農家の方々が興味を持って自分たちでもやろうと感じていただき、好循環が生まれるのではないかと、そのように考えております。

そこで、お尋ねは、質問事項3、農業支援の取組みについて、質問要旨1、6次産業化促進に向けて現在の取組は、質問要旨の2、町内農家の販路拡大に関する取組は。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、「しごと」の支援について、質問要旨の1番、町内事業者向けに、現在取組まれている支援は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、「しごと」の支援について、要旨1に関して答弁をいたします。

これまでは意欲のある事業者様をですね、上峰町内へ加工場や拠点を整備していただくことで、ふるさと納税という販路を活用しながら育成を図ってきたというふうに思っております。

今年度は、総務省とも相談した上で、東京・南青山の「猩々」をアンテナショップとして活用いたしまして、そこで上峰町産の農産物であったり、旬の素材を活用したコースメ

ニューを構築していただき、産物の販路拡大と知名度の上昇を図る取組を行っております。

以上でございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今答弁いただいた、意欲のある方に対して加工場等の拠点を設けてふるさと納税への出品をしたりとか、アンテナショップで農産物を出したりとか、魅力発信をして町内向けの方に支援をされているということは理解しました。

で、ちょっと視点を変えまして、現在事業者様向けに経営とかに関する相談とかというのは、所管の課が創生室になるのかちょっと分かりかねてしまうんですけども、そういう支援という意味の中で経営に関する相談とかということというのは担当されてはおりますでしょうか、答弁をお願いします。なければいい結構です。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員の御質問のところで、商工業に関するところの経営相談というふうなところでお話、答弁させていただきます。

商工会のほうで経営支援事業というふうなところの取組がありまして、そういったところで経営につきましては御相談をされている経緯があると思います。また、そういった計画を立てまして事業の内容につきましての支援をですね、商工会のほうでされているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今答弁いただいた内容では、商工会のほうでそちらのほうの対応をいただいているということで支援をいただいているというふうに理解しました。

本質問の意図につきましては、現状取り組まれている内容についてお伺いしたかったので、ふるさと納税、アンテナショップ等の話と、あと、商工会での経営に関する相談という取組をされているという支援の実績を確認することができましたので、本質問につきましては以上です。

次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、創業支援について、現在の取組みは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、「しごと」の支援について、要旨の2に関して答弁をいたします。

町の活性化につきましては、意欲のある地域の事業者によります参入がより望ましいというふうに考えております。そういった意欲のある事業者が参入するに当たりまして、障壁であったり、リスクであったり、ノウハウの欠如などによりまして、参入の意欲を疎外しない

ために調査研究を行うための事業を確立しようというふうに考えております。例えば、こういった取組によりまして、現在進捗しております中心市街地活性化事業に参画されたり、あるいは町内の拠点を設けるなどということにつながれば、税収、雇用の面においてもプラスに転じることが可能かと考えております。これにより、町における経済好循環の動機づけになれば幸いかというふうに考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今答弁いただいた内容で、意欲のある方々に対して参入を支援していただくということを取組として実施されているということも答弁の中で聞くことができました。で、町長の施政方針の中でもクラウドファンディング型のふるさと納税を活用する旨の発言があったりとか、起業促進、自走を促すというような表現をされていたかと思うんですけども、上峰町でそういう意欲の方々に対し、意欲のある方々に対して創業起業を支援される、そういう取組を現状されているということを確認することができましたので、本質問につきましては以上で、次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、要旨①、②に関して、今後予定している取組みとスケジュールについては、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、「しごと」の支援について、要旨の3に関して答弁をいたします。

御説明申し上げました要旨1に関しましては、現在進行形で行われておる事業でございます。要旨2のほうに関しましては、次年度の当初予算のほうに盛り込んでおりますので、それにより次年度行うよう予定をしております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

質問1に関しては進行中で、2については次年度で今上程されております予算委員会の中で一部説明があったかと思うんですけども、少し概要だけ伺った中ではそういう起業、創業に関する支援であったりとか、町で意欲の、何か創業意欲のある方々に対して支援していただけるというお話、伺うことができていたので、その内容を確認することができておりますので、最後に私から少しだけ話させていただければと思います。

仕事における支援は実施していただいているのかなと、1、2、3の質問を通じて理解した上でお伝えしたいんですけども、仕事の支援は経営アドバイス、起業・創業支援、雇用の創出、販路の拡大、促進などなど多岐にわたるものであり、幅が広く、加えて役場をはじめ、商工会、地元企業等の関係組織・団体が複雑に絡むものであるかと思います。円滑に実

施していくには時間と労力、緻密な連携が必要ではないかと感じておりまして、さらに役場の職員の方々の現状の業務に加えて、新たにこのような支援を進めていくということなかなか難しいのではないかなというふうに私は感じております。

そこで、このたびの仕事の支援を中心的に、アイデアというか、要提案というか、という内容なんですけれども、このたびの仕事の支援を中心的に実施する方を雇用するか、中小企業診断士や経営コンサルタントなどの知識を有する方にアドバイスをいただきながら委託するような形を考慮いただき、専門的に実施していくことが何か現実的なのかなというふうに私はいろいろ調べてみて思ったんですよね。で、それを実際に行っている自治体の事例がございました。で、そのことを最後にちょっと説明させていただきたいと思います。

他自治体の取組として、熊本県の天草市に天草市起業創業・中小企業支援センターという社団法人がございます。こちらの運営は、天草市と商工会、地元の信用金庫で構成されており、仕事の支援に関しますノンストップサービスを実施されており、どなたでも無料でできる、そういう業務内容だそうです。で、実際にどんなことができるのかというと、起業支援の相談であったりとか、新商品開発の提案を受けたりとか、で、商品調達に関するマッチングをされたり、あと販路を開拓する、で、事業の承継についても承継元と承継先をマッチングしたりとか、寄り添いながら多岐にわたるといって、そういうサービスを提供されていると。で、これはあくまで事例であって、私はこのとおりに実施してほしいと申し伝えているわけではありませんが、さきの事例では4年間で100件を超える新規創業の実績があったそうです。やはり専門的にやられているということで、それだけの実績があるのかなと思います。で、仕事の支援の成功事例について、ぜひともこちらの事例を参考していただきまして、前向きにぜひとも御検討いただきますことをですね、強く要望し、本質問を終えたいと思います。

次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについては、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、答弁が重複いたしますけれども、まずもって御了承願いたいというふうに思います。

現在、条件整理であったり、実施方針の試案を作成し微調整を行っているところでございます。体育館等の規模感につきましては、競技者目線からの意見聴取も必要であったため、

1月末から2月の中旬にかけて、体育協会における各種目団体、スポーツ少年団から意見聴取を行い、集約を行っているところです。

今後につきましては、実施方針の策定を本年度末までに行いたいと考えております。

また、実施方針策定前後、複数回に分けて地元事業者向けの勉強会を開催し、事業スキームの理解を促すとともに、地元事業者の参画を促す環境を醸成しようと考えています。ただし、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況と時期を見極めた上で検討していきたいと考えております。

また、実施方針のスキームはこれまで進捗しておりますPFI方式に加えまして、新しい公民連携手法でありますLABVに関しての調査研究も同時に行っており、両にらみでのスキーム構築を図っている状況です。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

午前の同僚議員の答弁と今の内容、重複するというふうにおっしゃっていたんですけれども、進捗としては明確に、何というんでしょうね、用地買収に関する仮契約であったりとか、実施方針を進めているということ、並びに条件整理をして実施方針の試案、整備等、競技者等にヒアリングを行っていたということについて進捗があったのかなというふうに思っております。

で、実施方針を今月させて、勉強会をされて、地元事業者さんの参画を促すというふうにやっていって、こちらもいよいよ勉強会が実施されてくればですね、町民の方、議会はもちろんですが、町民の方々の理解も深まり、改めて見えるようになってきて進捗するものということを大いに期待しているんですけれども、ちょっと1点、ふだんの議会の中では聞き慣れない言葉、町長の施政方針の中でもあったと思うんですが、LABV、こちらのほうについて施政方針が配られたタイミングで私もちょっと調べてみたんですけれども、こちらのほうについてちょっとお伺いしたいと思います。

地方公共、こちらのほうを調べるに当たって参照した資料がですね、総務省の地方公共団体における公的不動産と民間活力の活用についての調査研究という資料を参照しました。LABV、ローカル・アセット・バックド・ビークルというんですかね、で、そちらの資料ではですね、イギリスの事例が示されていまして、イギリス・ロンドン市クロイドンカウンシルの事例として説明があったんですけれども、自治体が公有地を現物出資し、民間事業者がその価値に相当する金額を現金出資。で、収益は出資比率に応じて還元するというような記載があって、ちょっと正直言って聞き慣れず、まだ慣れていない部分もあって、難しいなというふうに感じました。

改めて、このLABVに関する概要について御説明いただけますでしょうか、答弁をお願いします。

〇まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

LABVに関しまして、どういったスキームかということだろうかというふうに思っております。

議員が事前に勉強されているとおり、ローカル・アセット・バックド・ビークルの略の頭文字を取りまして、LABVという表記をされます。日本語ではですね、地域ですね、で、ヒト、モノ、コト、自然など、地域の資源に着目した地域文化の活性化を公と民が共同体を立ち上げる媒介物、これは共同体というんですけど、こちらをビークルという言い方をします。通常、ビークルといいますと、箱とか乗り物とか、そういった訳になるかと思えますけれども、そういったものを作りまして地域に還元しようというのがざっくりした内容です。単に建物や箱を作るだけでなくて地域のまちづくりを公民で一緒にやりましょうというような内容になります。

先ほども御紹介ありましたクロイドン地区の英国、先進、官民連携の先進地であります英国ではですね、自治体が公有地を現物出資をいたしまして、民間事業者が資金と開発、ノウハウ、それぞれを出し合う形の地域開発がもう既に始まっております。公有地の資産価値を後ろ盾といたしまして開発資金を調達する、このLABVと呼ぶ手法はですね、自治体が公有地を現物出資、民間事業者が土地価格に相当する資金を出資して作った事業体、この事業体がビークルにあるんですが、公共施設と民間収益施設を複合的に整備をいたします。PFIの対象の、いわゆるこちらから債務負担行為を起こしてお支払いする額の対象が特定の公共施設に限られるのに対しまして、LABVでは複数の公有地に商業施設やオフィスビルなどの民間収益施設も組み合わせた開発、そして、マネジメントまで可能となっております。

自治体にとってLABVの魅力は、財政の負担を最大限、大幅に減らしながらも、景気に左右されず確実に開発を行える点です。

LABVでは、自治体の財政負担は原則的に公有地の現物出資にとどまるとはされております。その上、パートナーとなる民間事業者は、公共施設や民間収益施設を契約時に合意した地域ビジョンや施設整備計画に沿って整備する義務を負うことになります。一方、民間事業者側のメリットといたしましては、長期間ほぼ独占的に公有地の開発事業に関与できることにあります。また、民間事業者は、諸地域のニーズやポテンシャルに合わせまして、公共施設、あるいは公共施設プラス民間収益施設と、事業採算性が高まる最適な開発を提案することに加え、事業体に自治体が現物出資をすることで開発事業に対する信用が高まるため、資金調達の円滑化も期待できると、こういった事業です。

ちなみに、日本では最近に入ってきました、最近になって入ってきた新しいPPPの手法ですけれども、現在、国内でも本町を含めまして3自治体ほどが検討しているというふうに聞いております。仮に上峰町でこのタイミングといいましょうか、今のスケジュール感でこ

の方式を採用した場合は、日本初のL A B Vスキームとなりそうです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

答弁いただきました内容、全てを読み上げるのはちょっとあれなんですけれども、大きく私が理解した部分、公のメリットとしては、財産の負担であったりとか、経営状況に左右されないという点、で、民間のメリットとしては独占的にできるということで、公民連携の新しい形で日本初とし、事例になるという旨、何かすごい新しい先進的なことに積極的にとうし、挑戦されている上峰町らしいなというふうに私は感じました。

で、ちょっと先ほど国内で3件ほど事例があるという話、あったかと思うんですけれども、先ほど私が参照した資料の中で、岩手県の紫波町の事例が紹介されていました。L A B Vに類似した仕組みという記述があったんですけれども、日本版のL A B Vができたとしたら日本初だというふうにおっしゃっていたということは、やはりこの岩手県紫波町と差があるんだと思うんですけれども、実はこの岩手県の紫波町、振興委員会のほうで研修に行って視察してきた箇所でもありまして、多少学んでいる部分がありまして、ちょっと私の理解度がついていけるかどうか分からないんですけれども、上峰でやろうとしているL A B Vと紫波町でやっているL A B Vに類似した仕組みというものの差って、もし答弁できるようであれば伺いたいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

手元にちょっと紫波町のオガールの資料をちょっと持ってきていないんですね、何とも言えなくて、感触だけで申し上げてよければということの前提の上にちょっとしたいと思いますけれども、恐らくは底地の形態がですね、恐らく現物出資という形ではなくて、多分定期借地とかですね、そういった形じゃないのかなというふうに思っております。で、運営する会社さんのほうも、そのビークルという形で、一般的にそのL L CとかL L Pという形ではなくてですね、別途、違う、例えば、P F IでいうようなS P Cというような形でされているのではないのかなというふうに考えております。そういった意味では、スキーム自体に違いがあるということと、L A B Vを使用した場合は、出資者に対しては利益の配当がございます。はい。ですので、そういういったところも若干違いがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

違いについては、現物出資か、あと定期借地のほうかということと、あと配当があるかどうかという旨の答弁だったかと思います。実際に振興委員会で紫波町を視察してきたときに、大分魅力的で先進的なうまくいっている事例なのかなというふうに思いました。

ぜひともですね、ここでL A B Vについては、今回の答弁で初めて伺った内容ですので、

理解を深めた上で再度、以降の質問をしていきたいと思っておりますので、本質問につきましては以上です。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、農業支援の取組みについて、質問要旨の1番、6次産業化促進に向けて現在の取組は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項3、農業支援の取組みについて、要旨1、6次産業化促進に向けて現在の取組はについて答弁いたします。

6次産業化につきましては、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものであり、所得の向上や地域の活性化につながる取組でありますので、町といたしましても推進しているところでございます。

現在の取組としましては、生産する農作物について1品種を指定して推進を図っているところではございませんが、田を活用しての野菜等の作付につきまして、国の水田活用直接支払交付金を活用し、加工用野菜の出荷に取り組む農家の方に対して助成をしたところです。加工用野菜の出荷を促すことで野菜等の作付拡大につなげていきたいと考えております。また、加工品開発や販路開拓など専門的な内容につきまして具体的な相談があったときは、県内で広域的にサポートを行うさが農村ビジネスサポートセンターにより支援するところで取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁いただきました内容で、6次産業を推進していきたいという前向きな答弁をいただけたかと思っています。やはり冒頭述べましたとおり、既存の農家の方々が課題を解決するために、やっぱり、今やっている農家の方々の所得を向上させることが一番最初なのかなというふうに私は思っていて、で、そのことについて町ではサポートする意思があって、加えて県内で、さが農村ビジネスサポートというところでの支援等を受け、で、推進していくという流れなのかなというふうに感じました。

ちょっと1点、過去の内容でお伺いしたいんですけども、これはホームページに載っていた内容で、地域づくり事業の公募についてという部分で、これは募集の期間が平成27年の9月4日から平成27年の9月17日までということだったんですけど、こちらの趣旨を見ますと、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいる中、農業就農、就業者が、就業者を確保していくことが求められます。これまでの生産し出荷するシステムから生産、加工、出荷までを

一体的に行う6次産業化などへの取組や新たな販路拡大などの経営の多角化を進めるということで業務の改善とともに収益アップを目指しますという募集が過去にあったかと思うんですよね。これはまさに6次産業を進めていこうとしている募集なのかなと思うんですけれども、こちらのほうって、何か実績というか、何名問い合わせがあつて実際にやられたのか、それとも募集がなくて何かやらなくなってしまったのか、ちょっとこのとき私把握してなかったもので、答弁いただければと思います。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと大変申し訳ございません。地域づくり補助金の件ですか。（「地域人づくり事業です」と呼ぶ者あり）すみません、ちょっと精査させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○1番（鈴木千春君）

本件につきましては、ちょっとかなり前の内容だったりするので、今すぐにとというのは、通告に書いていたわけでもなかったもので、6次産業という過去の実績ということとされて、その状況がどうだったのかなということが感じまして質問、聞いた次第なんですけど、本件につきましては今答弁できないということであれば後日でも構いません。

ぜひとも上峰町の1次産業化の農家の方々、結構課題に直面していて、6次産業はその一つで、もちろん6次産業以外にもいい取組があればどんどん進めていっていただきたいというふうに思っているんですけれども、6次産業化を実施する、ちょっと別の、また事例の紹介で恐縮ではあるんですけれども、他の事例として、加工場を貸し出して、自分で出資しなくても、その借りたレンタルスペースの加工場を活用して6次産業を実現しているという、そういう取組って結構いっぱいあるみたいなんですよね。レンタル菓子工房であつたりとか、あと、加工場、ほかにもいろいろ幾つかあつたんですけれども、先輩方の農家の方がですね、これから予算を自ら確保してリスクを冒しながら6次産業化に取り組むというのは、少しなかなか現実的ではないのかなと思うんですけれども、例えば、そういう加工をあっせんすることを意欲的にやろうとしている方であつたりとか、または町が、例えばの話ですけど、加工場をつくるということをして、その作った加工場を近隣の農家の方々が活用したりすることで6次産業化の促進というのはより一層現実的になるんじゃないかなというふうに私は感じたので、この事例をちょっと示させていただきました。で、こちらのほう、後ほど資料をお渡しさせていただきますので、参照していただき、ぜひとも前向きに検討していただければというふうに思います。

本質問につきましては以上です。次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ行きます。

質問要旨の２番、町内農家の販路拡大に関する取組は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項３、農業支援の取組みについて、要旨２、町内農家の販路拡大に関する取組はについて答弁させていただきます。

農作物の販売ルートとしましては、米、麦、大豆につきましては、ほとんどが共同乾燥調製施設を整備されているＪＡによるところで出荷されております。これ以外の農作物の販路としましては、農作物直売所、スーパーマーケットの直売所コーナー、青果市場などへ出荷されているところだと思いますので、販路拡大に関する取組としましては、中心市街地活性化事業の交流拠点の整備に合わせて計画しております農作物直売所により進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○１番（鈴木千春君）

現在の答弁の中では、ＪＡであったりとか、直売所、スーパーマーケットという話で、あと未来については、中心市街地活性化事業で農産物の直売所というような話があって、以前の答弁の中でも地域振興施設の中で農産物を売って販路拡大していくというような話があったかと思うんですね。

で、販路ってやはり１個設けたから年収が倍になるとかそういうことではなくて、既存の販路に加えて１個出す。特に私は農作物直売所の現場を見る機会が多いので、見てみると、なかなか、出店する店舗を１個増やただけで収入に直結するかというのは、なかなか、新しく回るルートが増えるとか、時間的な拘束もあって難しい部分もあると思うんですけれども、やらないよりは全然やったほうがいいと思いますし、そこからまた派生する部分でビジネスチャンスも多々あるかと思うんですよね。

で、ぜひともですね、今まさに中心市街地活性化事業を進捗させていただいている中で要望するというのはなかなか難しいのかもしれないんですけれども、新しくできる地域振興施設、中心市街地にできる。そちらが今できる可能性があるというところまでしか言及できないと思うんですが、そちらのほうをより現実的に進めていただいて、販路が拡大されて地域の農家の方々がですね、所得が向上していくということで課題解決につながっていけばなということを多いに期待しております。

私の質問につきましては以上です。答弁はいいです。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、50分まで休憩します。休憩。

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2 番大川徹也君よりお願いします。

○2 番（大川徹也君）

2 番議員大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い統括質問をさせていただきます。

質問は大きく 3 つございます。

1、農地・水・環境保全向上対策事業（現：多面的機能支払交付金事業）の交付金について。質問要旨 1、協議会への告訴等その後の経過について。

平成30年 1 月 9 日に、上峰町は今回の当該団体大字堤地区に対して詐欺の疑いということで告訴をしました。そして、あれから丸 2 年が過ぎました。前回、議会での一般質問の際に状況のほうを確認しましたが、10月、平成、令和元年10月31日に告訴代理人弁護士のほうにはまだ調査継続中との回答が鳥栖警察署よりあっているというふうに答弁をいただきました。それから、11月、12月、1 月、2 月、3 月と 5 か月近く経過いたしました。この間にどのような状況になっているか確認をさせていただき、また、それに応じて質問をさせていただき、いただきたく存じます。

続きまして、質問事項 2、ふるさと納税寄付金及びそれを活用した事業について。質問要旨 1、H27年度から R 元年12月末に至る各年度のふるさと納税寄付金の詳細について。② H27年度から始めた全てのふるさと納税寄付金事業の内容及びその効果は（数字で表せるものは効果を数字で表す）。

これについて資料提供を求めています。平成27年度から今年度12月末までに至る各年度ごとのそれぞれの使途別寄附金額、寄附金総額、寄附金で行われた各種事業名及びその金額、また、返礼した各種全ての返礼品名、その単価、その注文個数及びその返礼品の取扱事業者名、また、ふるさと納税事業に関わる事業者との委託契約書の写し（起立工商協会との契約書）。

上峰町は多額のふるさと納税寄附金をいただいています。ふるさと納税制度は寄附税制です。基本的に使途が指定をされています、それは寄附者によってですが。このような性格の寄附税制制度におけるこの今回の寄附金について、内容を改めて検証、確認させていただきたく、また、その答弁の内容に応じて改めて質問をさせていただきたく質問をいたします。

3、タウンプロモーション事業について。質問要旨①この事業を開始してから行なった全ての事業とそれらそれぞれの効果は（数字で表せるものは効果を数字で表す）。

この項に対して資料請求をしております。タウンプロモーション事業が開始されて以降の各年度ごとの契約書の写しです。

この事業について、町から詳しくお伺いし、その内容に応じて改めて質問をさせていただきたく存じます。

これにて統括質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、農地・水・環境保全向上対策事業（現：多面的機能支払交付金事業）の交付金について、質問要旨、町民への告訴等その後の経過について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問の質問事項1、農地・水・環境保全向上対策事業（現：多面的機能支払交付金事業）の交付金について。要旨1、町民への告訴等その後の経過について答弁いたします。

そもそもこの大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会の不正受給につきましては、平成29年7月27日に上峰町大字堤地区区長及び有志一同から町に対して申入れ書が平成29年7月26日付で提出され、申入れの内容としては、我々大字堤地区に居住する区長をはじめ有志一同は、本年5月6日、偶然に、大字堤地区農地・水・環境保全活動協議会と自称する違法な団体が平成19年5月から10年間にわたり国の農政補助金を違法に受給し、違法な運用をしている事実を知りました。これを見過ごすことは社会正義に反することであり、ひいては上峰町の信用失墜を招くおそれもあります。よって、我々は大字堤地区に居住する社会人の一人としての義憤から不正受給をただし、適正な運用の道を開くための行動を起こすという目的で意見が一致し、多くの同士に呼びかけた結果、協議会の不正を証明する書面に署名捺印をいただきましたというものであり、区長6名、生産組合長3名ほか38名の有志一同が署名捺印した証明書が提出されております。この対応につきましては、現在鋭意協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

産業課長より、この告訴の経緯について答弁をいただきました。そして、現在も鋭意協議中ということをお話を、答弁をいただきました。何を協議しているか、御答弁願います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの協議の内容につきましてでございますが、内容につきましては多岐にわたりますところでもございます。また、係争の案件でもございますが、従前から私が手

続について申し上げているところにつきましてはもちろん協議を重ねているところでありますし、また、その内容につきましては内容の表現や手続については当該の内容について誤解を生むところもございますので、慎むべきものと考えているところでもございます。

また、今後は弁護士を交えて適宜やっていくところでございますし、もちろん係争の案件のところでございますので、この刑事告訴に関する案件につきましては係争案件のところというふうなところで答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今回のこの当該の問題で一番最初に質問をさせていただいたのは昨年6月議会だったかと思います。もし間違ったら失礼します。そのときの産業課長の答弁は、今回と同じように、係争案件に関わるもので答弁を控えたいという話でございました。

2回目、昨年12月議会で同様の質問をいたしました。そのときについては、こちらの質問に対して答弁をいただきました。答弁したり、しなかったり、その判断が私には分かりかねますが、続けてこれについてはまだ質問があります。します。

12月議会で産業課長は、この当該団体が、国、県、町の補助金22,567,300円、国、県分に返納した分と町の分、合わせてこの金額を当該団体の長の名宛てに請求すると答弁をしました。実際に請求はされましたか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、町の規定に基づくところの手続について御説明申し上げたところでございます。また、これにつきましては係争案件になることが想定されますので、これにつきましては一切の答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、質問を少し変えます。鳥栖警察署、もしくは佐賀県警、警察機関から今回の告訴が受理されたかどうか、その答えは、告訴人代理人弁護士、もしくは町長、もしくは課長、役場関係者に連絡はこの現時点までに来ていますか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、先ほど申しましたとおりでございます。係争、刑事告訴の案件につきましては係争中、係争案件となるところが想定されますので、一切の答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

この質問を続けても多分同じ答弁で回答をすると思いますので、今回議長より、質問に関しては行政がはっきりと答えてくれるならばあまり何度も質問をしないようにというふうな、

そういうお話もありましたので、今回、係争案件だから答えられないということをはっきり言っていますので、控えようかと思っているんですが、しかし、12月議会ではかなり突っ込んだところまで答えてくださったので、私にはそれが理解ができません。

今回、この農地・水の問題で私が思う質問をしたかったのは、要旨は、この告訴に当たって、もし告訴が受け付けられなかったならば、それは違法性がないということです、刑事的には。そうなったときに、この請求する金額22,567,300円は誰が支払うのかなと心配するんです。つまり、このお金は、本来上峰町が与えられた、こういう団体ですけど、与えられたお金で、これがなくなると、これはいわゆる上峰町の予算の中にこの分だけ喪失してしまう、一般的に穴が空いてしまう、誰かがこれを払わなくちゃいけない、そういう問題になってくるだろうと思います。私はそれを心配しています。

ですから、この問題について町がどういうスタンスで当たるのか、それを確認したかったんです。町民の皆さんも、また、同僚議員の中でも心配をしておられる方が少なからずおられます。もし刑事告訴が受理をされなかったら、町としてはどういう対応を取るんでしょうか。

○議長（中山五雄君）

2番大川徹也議員、さっきの発言で私が同じような質問は何回もしないでくださいと議長から言われましたと言われましたけど、それは私は言うておりませんから。ただ、こういう時期ですから、新型コロナウイルスがはやっている時期ですから、なるべく簡潔に質問をしていただきたいと、また、執行部の人にも簡潔に答弁をお願いしますということで言うておりますから、何回もするなという言葉は使っておりませんから、その辺は誤解のないようにしとってください。

○2番（大川徹也君）

議長の言葉を私が理解十分にしておらない発言だったと思います。訂正します。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところで繰り返しの答弁になるかとも思いますが、今後につきましては弁護士を交えまして鋭意協議を進めていきたいというふうなところで思っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今回のこの質問内容で、行政全般にとはいませんが、この部分に関して、執行部、産業課、大きな疑問や不信を抱きます。答えたり、答えなかったり、議会ごとに違うのは本当に混乱します。ただ、このまま私が質問を続けても同じことのようなやり取りで、こういう時

期ですから、時間的にも無駄な時間は避けたほうがいいと思いますので、この質問についてはもう今回は質問しません。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、ふるさと納税寄付金及びそれを活用した事業について、質問要旨の1番、H27年度からR元年12月末に至る各年度のふるさと納税寄付金の詳細について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項2、ふるさと納税寄付金及びそれを活用した事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

各年度の寄附金総額及び件数について申し上げます。

平成27年度は2,061,785,826円、件数にいたしまして9万1,531件です。

平成28年度におきましては4,573,232,473円でございます。件数にいたしまして27万2,262件となります。

平成29年度は6,672,269,729円です。件数にいたしまして51万453件。

そして、平成30年度は5,317,764,816円。

平成31年度におきましては12月末までの集計というふうになるんですけども、4,270,151,455円。件数にいたしまして24万7,577件となっております。

なお、年度の途中でございますので、まだ今後、幾分期待できるかなとは思いますが、引き続き努力をしていきたいので、と思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、創生室長から平成27年度から令和元年、平成30年度に至る納税寄附金の詳細について説明を受けました。31年度ですね。失礼しました。

そこで、今回併せて資料を請求していた業務委託契約書と少し照らし合わせて見ていきたいと思っております。

ふるさと納税の業務委託、上峰町は一般社団法人起立工商協会が事業を受けています。その委託料、29年4月1日ですね、契約の分ですが、委託料が105,364,476円です。これが29年4月1日に締結された分の委託料です。そして、同年ですが、同じ29年の10月1日です。業務委託契約変更契約書が交わされています。ここは変更部分だけ申し上げます。委託料の変更、第1条、原契約書の委託料105,364,476円を平成29年度の寄附額の3.59%に改める。これ計算したら分かるんですが、約、契約料は当初の2倍ぐらいになります。

続きまして、平成30年4月1日、改めて業務委託契約書が交わされています。相手方は一

般社団法人起立工商協会です。もちろん委託業務はふるさと納税業務の委託です。委託料が2億円です。これが30年の4月1日です。そして、同年、平成30年12月17日、また納税業務委託変更契約が交わされています。変更の部分だけ申し上げます。3、変更委託料、平成30年度寄附額の5%。2億円という数字ではなく、額ではなく、寄附額の5%です。計算すると、約250,000千円前後になります。

このように年度の途中で契約の変更が、しかも、こうやって押し迫った12月とか10月とか、こういったところで契約の変更がなされる理由を御教示ください。

○町長（武廣勇平君）

これは皆さんのお手元に資料が渡っているので、変更契約をしたタイミングも記されていると思いますが、その都度、議会にかけてございます。もともとふるさと納税業務については職員3名分の人件費で対応するべきだということで委託に、委託料をまず設計をした経緯から、件数が異常に伸びまして、これは件数に応じてパーセンテージで契約をすることが合理的だと、すなわち3名で50万件を処理するというのは到底難しいわけでありまして。件数が増えれば増えるほど仕事のボリュームは封緘、封入様々な業務が増えるという議論をこの議会で行いまして、件数が増えれば増えるほど業務が増える性格から、合理的な契約の仕方として、専らふるさと納税に当たっている事業者さんたちはパーセント契約で結んでいるという状況から、3.59でしたっけ、そういう数字で議会の御議決を、御判断を経て、これは議論しました。で、変更をかけさせていただいた経緯がございます。

その後、3.59であった状況からさらにOCRの読み取りだとか様々な業務が加わってまいりました。ふるさと納税業務を随分とですね、何といいますか、改善をするための様々な事業者等も出てきた経緯がありまして、さらに変更契約を議会に御議決をいただいて、その議論を経て、5%ですか、5%という現状になっているものというふうに理解をいたしております。

私は今、概括的に記憶をたどりながら申し上げましたけれども、詳細、補足があれば、創生室長から答弁させます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

年度途中での契約の変更というものに関しましては、特段違法というわけでもございませんし、むしろあり得る、状況下においてはですね、あり得ることも当然考えられます。

で、また、その都度、補正のテーブルのほうに乗せさせていただいた上で議会のほうに説明をした上で議会のご了承をいただき、その上で契約を変更しているという状況下においては、町長の言われたとおりかというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

例えば、小城市の例を申し上げます。小城市は、ふるさと応援寄附金と呼んでいて、ふる

さと応援事業業務委託という名前で業務委託をしています。今回私が改めて申し上げるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの分の業務委託の中での委託料の話で一例として挙げます。寄附金額に2.0%を乗じた額です。そして、寄附金額が10億を超えた場合はその金額に対して1.0%を乗じた額になります。

当町では最初に金額が見積もられています。そして、これは見方によっては今年度の寄附金の見込みが分かって、そうするときにこのようなパーセンテージに変更を加えるときに、実際のところ、最初の委託料より1.5倍から、2倍から1.5倍ぐらい上がります。これは誤解を生む原因にもなるのではないかと思います。29年もそうでしたし、30年も同じようなパターンで、年度の途中から、しかも、30年度は12月です、に変更があります。これは考え方としては、議会で承認されたといえども、このようなやり方は私は適切ではないのではないかと思います。

ちなみに、今回、令和2年度の業務委託契約についても、もうそろそろ準備をされて、もうそろそろ契約に至るところかとは思いますが、どのような形の委託料を設定していますか。まず、金額で設定してあるのでしょうか、それとも金額ではなく、最初からパーセンテージ、寄附金額のパーセンテージというところで契約予定でしょうか。どこが契約するかどうかは別に知らなくていいです。御教示しなくていいです。その形だけ教えてください。

○町長（武廣勇平君）

毎回この委託料のことで御疑念がおありのようでありますけれども、これは議会で審議を経てまいりました。それが適切でないということであれば、議会の議決、その議会の判断が適切でないということを申されているのかと思いますけれども、私は議会議員の皆様方に適切な判断をしていただいたというふうに我々は考えております。

毎回小城市の委託料の話を持ち出されますが、委託の範囲が違うんですよ。委託の領域と範囲が。それが同じ前提で語られるので、町民に誤解を招いております。委託料の範囲が違います。ワンストップのOCR業務をやられていますか。それが無いというふうに理解された上で、うちと全く同じ業務範囲でやっているという前提で委託料の差について議論を展開されるのは、誤った印象を町民に与えるための流布だというふうに私は思わざるを得ません。よって、業務委託については、その委託の範囲というのをきちっと議論の土俵にちゃんと据えて議論していただきたいというふうに思います。

そしてまた、来年度の委託先というのはこれから考えるものでございますので、議会の御議決を、予算委員会、この議会、3月議会を経てですね、考えるべきものであるというふうに思っております。

答弁し足りないところがあったら、創生室長が答弁いたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

小城市さんのことが出ているようですけど、本議会の場において他の自治体のことを殊さ

らにちょっと御説明申し上げるのはちょっと趣旨とは違うのかもしれませんが、ですが、ちょっと誤解が少々あるようですので、ちょっと誤解を解いておきたいということもございまして、ちょっと小城市さんには申し訳ございませんが、御説明をさせていただきます。

先般、議会におきまして議員よりもそういった御指摘がありますので、私どももいろいろ調査をいたしました。小城市さんは、先ほど町長も申し上げたとおりですね、例えば、ワンストップ特例申請書の印刷の用紙とか、それに伴います申請用の封筒、送付用の封筒とか、あるいは証明郵便費用とか、あるいはそういったものに関しても全くワンストップに関しては別に受注を、そのの、先ほど言われた事業の中では受注されておられません。小城市は2つの事業者さんに委託契約をされております。1つ目は、ちょっと団体、委託先までは申し上げませんが、団体さんがございます。もう一つも会社さんがございます。委託料にしましては、1つ目のほうが2.2%、もう一つは寄附額、もう一つのほうは寄附額の3.5%です。単純に合わせましても、これだけで5.7%になります。

ですので、そう考えると、上峰町の5%というのは相当安いというふうに考えられます。もちろん請負業務も幅も本町のほうが業務的には多いです。本町の場合は小城市様が、小城市さんが2つの事業者が行っている以上の業務を5%で請け負っていると。こういう現状を鑑みますと、小城市よりもかなり格安というふうに私は考えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

町長の答弁、また、室長の答弁で、私の質問の要旨が伝わっていないと感じましたので、改めて申し上げます。

パーセントの数字を申し上げたんですけど、高いとか安いとか、そういったところが今回の質問の要旨じゃないんですね。今回、業務委託で最初に金額を、例えば、29年度も30年度も最初に金額を上げていますよね、幾らって。その途中で変えてるでしょう。それが誤解を招くんじゃないですかということを言ってるんですよ。分かります。どんな誤解かという、これはパーセンテージにしたほうが委託料としては上がるんじゃないか、そういうことじゃないですか。だから、これが誤解を招きます、そういう可能性がありますよと。

そして、平成、令和2年度はどうなっていますかと。令和2年度はプロポの、プロポーザル契約の申込期間がもう既に終わっているかと思えますよ。もう業者も選定されたんじゃないですか。ですから、令和2年度はどうですかということでお伺いをしております。

○町長（武廣勇平君）

いや、誤解を招いていないんですよ。ちゃんと説明をしまして、要するに職員3人で始めたふるさと納税だったが、寄附が急増した、もうあり得ないぐらいに急増して、あの当時は夜間までですね、働かせるというような状況が、働いてもらうような状況が続いたというの

も本当あり得ないことだったし、申し訳ないという流れの中から委託料を組んだ。そのときは積算基礎として、これも職員3名で対応していたということもあって3名分の人件費を委託料に盛り込んで枠として予算を確保した。そこから急増を29年度もしたと記憶しております。

本来、先ほど申しましたように、件数に応じて業務が増えるものであるから、パーセント契約が有効だと。そのときいろいろ議論しました。合理的な契約の在り方というか、その委託料の積算の仕方というのはどういうものだろうということで議論をした上で、これが合理的だという判断をし、急増している状況になるべく早く解消するためにもですね、議会にお願いをした、これは労務管理の面から急いで補正で対応したがよいという判断をしたところでございます。

この判断が不適切だと言われると、それはまさに労務管理上そういう状況を放置することが正しいという判断になると思いますが、それは私の社会通念上あり得ない判断になるかなと思いますので、私もやはりそういう、その都度、このふるさと納税については都度都度の対応で大変議会の御理解を得て、議会の御協力を得られたから進めてこられたわけでございます。その当時の議会の御理解、御判断は適切なものだったと思ってございます。

○2番（大川徹也君）

ちなみに、今の答弁の中で3人だけでこの業務を行っていたということですが、3人だけでやれるもんなんですか。実際に3人でやるんですか。

○町長（武廣勇平君）

27年だったと思いますが、3人で対応されて、寄附がうんと伸びて慌てて委託料に翌年度切り替えたという経過があったと記憶しております。

○2番（大川徹也君）

平成27年度の話をしているんですね。27年度は役場職員で行われていたということを私も伺いしております。

しかし、今この議場で今まさに私が話しているのは平成29年4月、29年度と30年度の話です。その中で3人ということを行っているんじゃないんですか。違いますか。

○町長（武廣勇平君）

私もキツネにつままれたような気分ですが、あなたが変更委託の経過を聞いたから、この各年にわたってそれぞれの経緯を伝えたわけじゃないですか。3人でやった時代もありました。委託に切り替えてパーセントを変更かけていただいて議会の判断の下、今の5%に至るという流れを先ほどから説明いたしております。

○2番（大川徹也君）

なかなか議論がかみ合わないですね。29年度、30年度に途中で固定の金額から寄附金額に応じたパーセンテージ、決めたパーセンテージで委託料を支払うという変更になったのは、

労務管理の問題で3人でやるのは大変だから増やしたということで答弁したんじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

もう私ではなく、創生室長が答弁します。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと私も当時はこの立場ではなかったものですから、詳細にわたってというのは私もちょっと正直存じ上げないところがございますけれども、ただ、考え方としては、例えば、通常、当初に恐らく人件費方式という形で人件費の積算という形で算出した委託料が途中で定率払いであったり、定額払いに変わったりとか、そういうことに応じて契約を変えるという方向はあり得ることだというふうに考えております。それをもって何かが怪しいのではないと言われるのは、失礼ながら、ちょっと失当ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、創生室長、最後の言葉をもう一度言ってもらっていいですか。意味が分からなかったもので、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

人件費積算方式、あるいは定率方式のことを言われているのでしょうか。（「最後の、最後の言葉」と呼ぶ者あり）すみません。内容が失当だったのではないのでしょうかということでも申し上げております。（発言する者あり）すみません。批判に当たらないのではないだろうかという意味です。

○2番（大川徹也君）

私は、このような途中で、パーセンテージを最初から決めとけば問題はないと思うんですね。固定費から途中でそれを取り除いて、年度の途中でパーセンテージ、寄附金額に対する固定のパーセンテージでするので、問題は出てくるのだろうと思っているんですね、疑問が。本当に会社側が困るのであれば、最低な、最低、何といいますか、寄附が思ったように集まらなかったときの会社としての不利益な部分、マイナスの部分で町が補填をするとか、そういうものがあれば、会社も安心してできるんじゃないかと私は思います。

ですから、このような契約が私は誤解を生むのではないかということで令和2年度についてどうなっているかということを伺いたかったんですね。回答としては、こういったやり方は不思議ではないというのが、批判にも当たらないということなので、多分これをやり取りしても同じような回答になるんだろうと思います。

他の自治体についても、置かれるところは自分でも調べていきたいと思いますので、これについては、委託費について、今現時点話している分については終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。（「議長、まだこの項目で」と呼ぶ者あり）このまま進むね。答弁要りますか。（発言する者あり）質問要旨の1番が終わったちゅうこと。（「1番はまだ続きございます」と呼ぶ者あり）続き。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○2番（大川徹也君）

ちなみに、業務委託契約書の中に、第3条ですが、再委託等の禁止とあります。「乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。」、甲が上峰町で、乙は起立工商協会ですね。起立工商協会が日本版DMO形成・確立計画というのを立てています。その中の支出で、例えば、29年度ですが、総収入の見込みが326,400千円、そして、総支出が320,400千円、そのうち大部分を占める306,000千円が町からの業務委託に関わる再委託費となっています。これは再委託の書面を町と交わしているということで理解していいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

再委託が生じた場合においては、そういう、届出をいただいております。契約ではございません。届出をいただいているということです。

○2番（大川徹也君）

この5か年計画の中で、起立工商協会の日本版DMOの5か年計画の中で、29年度、30年度、31年度も再委託費、33年度まで全て再委託費が上がっていますが、29年度から現在に至るまで毎年再委託の届出がなされていると理解してよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

再委託が生じている場合には当然頂戴しております。

○2番（大川徹也君）

それでは、この寄附金についての詳細及び契約書について今質疑をしましたが、同時に、求めていた資料、返礼した各種全ての返礼品名、その単価、注文個数及びその返礼品の取扱事業者名、これが今回、資料開示がなされていません。その理由を御教示ください。

○町長（武廣勇平君）

不存在であるからでございます。

○2番（大川徹也君）

意味が、今、町長の答弁の意味が分かりませんでした。不存在って、何が不存在ですか。

○町長（武廣勇平君）

そうした行政文書が不存在ということでございます。

○2番（大川徹也君）

幾ら何でもですね、町長、その答弁はないんじゃないですか。町の仕事ですよ、これは。町が委託をしているということは報告を受けますよね。報告を受けないということがあるん

ですか。純粹にちょっと質問です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、ちょっと前提条件としてなんですけれども、資料要求に当たりまして、要求がなされた内容に関しまして、一般質問によります資料要求に応じるようカスタマイズというような新たな資料作りということはまず行っておりません旨、御承知おきください。

で、また、既存の行政文書として保存しているもののうち、要求内容に応じたものを検索いたしまして、それに合致するだろうという文書を御提供しているというようなことをまず御理解いただきたいというふうに思っております。

で、確かに要求の内容につきましては、返礼した各種全ての返礼品と、そして、その単価、その注文個数及びその返礼品取扱事業者名という形での要求内容だったかというふうに思っております。

委託事業者のほうにおきまして、ふるさと納税のプラットフォームとしての機能を担っております。委託事業者とこの委託契約ではなく、本年度、返礼品の取扱契約というのはございますけれども、そちらの中で返礼品の調達及び送料も含めまして寄附金額の39%で、かつ返礼品調達費に関しましては30%以内で賄う契約としております。単価というよりも割合という形での契約になってございます。したがって、単価というのはふのうでございます。不存在でございます。

で、注文個数に関しましては、定期便や先日付の予約といった商品がございます。ですので、その注文個数をそもそも我々が把握する実益がございません。そして、そのため不存在です。

で、請求上の確認といたしましては、注文個数というよりも出荷量を確認しております。ですので、総じた額にそごがないかの確認はそこで行っている。委託事業者が積算しました総額に応じて支払いを行っているということでございます。つまり、商品が寄附者のお手元に届いているか、未発送、未到着でないかといった発送把握に関してはこちらで当然行っております。ですが、品目ごとの積算を資料として残置させておくというような実益がないため、不存在となります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

返礼した各種全ての返礼品名、その単価、その注文個数及びその返礼品の取扱事業者名ということで求めていましたが、単価というのは仕入れ値とかということじゃないんですね。私がもう少し詳しく書くべきでしたね。例えばですね、5千円コースとかメニュー別にございますよね。11千円コースとか、15千円コースとか、20千円コースとか。で、高いところになると100千円だったり150千円だってあります。そのことを意味しておりました。そのコースの、例えば、牛肉の和牛切り落としセットであったり、お米であったり、エビフライで

あったり、そういったものが通常は合計数量が何個出たか、そして、もちろん掛け算すれば分かりますので、合計金額は幾らと。そういうのは町で把握をしないんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そもそも委託事業にどうして出しているかということからちょっと考えなきゃいけないかなというふうに思います。

で、注文個数に関しましては、先ほども申し上げたとおり、先に、先の日付で御予約される商品もあるわけなんですよ。定期便のように、複数回に分けてやるようなものもあるんですね。それが1回の寄附の中でそれが出てくるわけなんです。もちろん寄附額はこちら把握しますよ。ですけれども、その発注個数、注文個数を我々が把握する実益はないと申し上げているんです。ですので、そこは入っている、注文があった数を把握するよりも、ちゃんと寄附者のお手元に物が届いたかどうか、それがイコール請求になると思うんです。そちらを把握するほうが大事だと思いますので、我々は発注個数ではなく、出荷個数を管理していますと、そういう意味で申し上げています。ですので、不存在ということで申し上げております。

○2番（大川徹也君）

以前から委託については任せているから委託だという言い方も確かにできますよね。しかし、議会の中で以前から、仕掛けをやっていくとか、行政がですね、そして、新しい商品の開発のために先月の12月の議会でもちょっと保留になりましたけど、農業振興策でハウスの町の単費補助の上程があったときも、それもふるさと納税に寄与したいというようなことをおっしゃっていましたよね。ですから、任せっ放しじゃなくて町も関わって一緒に考えているんだろうと私はそういうふうに理解をしているんですね。ですから、どれが売れ筋なのかとか、こういったことでやっていく、何が問題なのかと、私は一緒にやってると、その部分に、そういった部分については一緒にやってるだろうというところをちょっと思っていましたから、そういったことも全くなく、もう委託業者に全て任せているということで理解していいわけですか。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。もう御理解が進んで大変よかったと思います。要するに、この、私、申し上げたいのは、このやり取りは何の意味があるんだろうというふうにもいつも思うんですよ。委託業務をやっていて一生懸命事業者はやられている、その人たちを鼓舞してですね、叱咤して激励するという趣旨ならまだ分かるんですけども、何かこう議会だより等を見ますとね、さも何かこう汚職をしているようなね、何か書きぶりで、もう本当に私、こういう一生懸命従事している職員には、あるいは委託業者の手前ですね、私はこれを言わなきゃいけないと思いますけれども、本当にね、このやり取りに何の意味があるのか分かりません。もちろん議会はチェック機関でございますので、不正があった場合はですね、それ

をただしていただく必要があるし、日頃からのチェックが必要だと思います。でも、これだけ膨大な書類を要求されてですよ、それを何か全てをつぶさに管理するということをまず優先すべきっていう判断は、今業務に従事している人たちの御苦勞を考えればですね、私はちょっと問題であるんじゃないかなというふうに思っています。

いろんな業務の中で様々な間違いがあれば、それをですね、挙証するのは議員の皆さん方の責任だと私は思いますので、何か我々の業務の中でですね、何か1点でも不正があったとか、何かこれはおかしいんじゃないかというところがあれば、それを基に質疑を、あるいは資料等をですね、求められてもいいんだろーと思いますけれども、日々の業務の中でこれだけ膨大な書類はですね、管理もしなくて通常よいメモ程度まで求められるっていうことであれば、ちょっとそれは行き過ぎた対応になるんじゃないかなというふうに私自身は思います。

○2番（大川徹也君）

町長の答弁を聞いていると、私の趣旨が非常に自分の中で、町長自身の中で捉え方が自分のフィルターを通してらるんだろーなというふうな理解をしますね。

私は純粹にどういうふうになっているのかっていうのは知りたいんですね。それほど複雑なんです。実際に執行部の皆さんでも本当にこの中身についてよく知っている職員なんてどのくらいいるんでしょうね。議会議員の仲間に聞いてもよく分からないって言う人もいますよ。それほどすごく複雑ですよ。一般予算を見ても、この財源はどっからだろうって、これは寄附金基金から下ろした分で使っているのか、一般財源で使っているのか、それさえもよく分からない。そのぐらい本当に複雑なんです。それを聞いたら、何の質問か分からないと、こう言われてしまっはですね、何も言えないですね。

町長は町長になってから、という立場を得てから10年ほどたちますかね。私はまだ本当に1年生議員で何も分かりません。そういったところで大変歯がゆい思いをするところもあるでしょうけれども、私はこういう立場を、議会議員として立場をいただいて、また、私の質問に同じような疑問を持っている人たちが少なからずいるんです。そういう人たちの代表であるんです、私は。ですから、納得のいくまで、よく分かるように聞きます、子供のように。それは覚悟しといてください。

それでは、2番に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、H27年度から始めた全てのふるさと納税寄付金事業の内容及びその効果は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項2、ふるさと納税寄付金及びそれを活用した事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献ができる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設をされました。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページなどで公開しておりますふるさと納税に対する考え方、あるいは集まった寄附金の使い道、こういったものを見た上で応援したい自治体を選ぶ仕組みというふうになっております。所得税の納税義務者が都道府県または市区町村に対し寄附をした場合に、支出寄附金のうち2千円を超える部分について一定の条件までは原則として所得税、個人住民税から全額が控除されるというものでございます。

もともとふるさと納税制度は平成20年度に創設をされており、当町においても寄附実績がその当時からございます。寄附金額及び寄附件数を申し上げますと、平成20年度は270千円、この当時は7件でございました。平成21年度は600千円、そして、8件でございました。平成22年度は145千円、6件でございます。平成23年度は325千円で4件でございます。平成24年度は305千円で2件でございます。平成25年度は205千円、2件でございます。平成26年度は400千円、この当時も2件となっており、ふるさと納税でポータルサイトを利用し始めたのが平成27年度からということになります。平成27年度以降につきましては、先ほど要旨1の折に御説明させていただいたので割愛をさせていただきますが、当町は比較的早い段階からふるさと納税制度に取り組んできました。また、平成27年度に他団体よりも早期にポータルサイトを利用するなどしていたため、現在でもそのアドバンテージと高まった知名度により、寄附者の支持を得られているものと思っております。

効果を数字でということですので、ポータルサイト利用前の直前の平成26年度と直近決算が出ております平成30年度を比較いたしますと、寄附金額にいたしまして13万2,944倍、件数にしまして15万1,541倍となっております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

このふるさと納税寄附金事業は、基本的に寄附をする方々が使い道の用途を委託されます。上峰町の場合は、ずっと住みたいまちづくりプロジェクト、ひかり輝く人づくりプロジェクト、宝を磨き活かすしごとづくりプロジェクト、町長おまかせ、この4点の中で寄附者は自分が望む施策に有効活用してほしいということで寄附をします。その中で、今回資料を要求した中で、不十分ではありますが、調べた中で質問があります。

例えば、上峰町は社会福祉協議会という団体に補助を出しています。そのときに平成29年度ですが、ずっと住みたいまちづくりプロジェクトで50,000千円の補助が出ていますが、今度30年度はひかり輝く人づくりプロジェクトで29,500千円補助が出ています。56,900千円補助が出ています。これはどうして年が変わると項目が出る、支出する項目が変わるのか。

そして、それだけではありません。例えば、平成27年度、町商工会に6,000千円の補助が、

ずっと住みたいまちづくりプロジェクトで出されています。しかし、28年度は宝を磨き活かすしごとづくりプロジェクトで7,000千円補助されています。

このようによくよく見てみると、あっちゃこっちゃ、あっちゃこっちゃはすみませんね、一般的な言葉です、何かしら意味が、統一した意味が分からないんですね。これは行政側はどのような基準で支出の決めているんですか。ずっと住みたいまちづくりプロジェクトとしてこの事業に補助をしよう、ひかり輝く人づくりなので、この事業に補助をしようと、宝を磨き活かすしごとづくりなので、この事業に補助をしようと、これはどういう判断基準か教えてください。御教示ください。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

例えば、一つの事業においてですね、例えば、Aという事業があるとします。で、そのAという事業のその寄附先という形で一つを固定してずっと未来永劫それじゃ変わらないんだよというようなのはちょっと柔軟性に欠けるのではないのかなという視点は一つ持っております。

もちろんやる事業の中身であったり、その当時の、例えば、ざっくりとした事業だけではその事業の名前しか出てこないの、なかなか分かりにくいところもあるかと思いますが、その事業に実際使う用途、これによっては内容に分けたカテゴリーのですね、に分けたところに合致する、それぞれの項目に合致するということは考えられますので、その中のやっている事業の趣旨に応じて分けていると、カテゴリー分けをしているということで御理解いただければというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

今、室長が答弁することについては理解はできますが、ただ、多分そればかりじゃないなというのが正直な感想です。なぜなら、社協もいろんな事業をしていますので、じゃ、この事業はずっと住みたいまちづくりだねと、この事業はひかり輝く人づくりだねと、確かにそういう事業はあると考えられるんだ、金額見たら、ほぼ変わりませんもん。50,000千円と56,900千円やったら、ほぼほぼ社協全般の運営費じゃないんですか、これは。

ですから、私としては、今、課長が答弁するような、そういうのが理想だろうというふうに思うので、よくよく基準というのを、基準とか計画性をこの事業についてはふるさと納税の寄附金、集まった寄附金の使い道ですね、これについては本当によくよく計画性を持っていただきたいと、今回資料を調べる上で本当にそう思いました。

今回、上峰町が基金として一旦入れているので、その基金の中からそのお金があらゆる事業のほうに、何といたしますか、補助されてますけど、何ていうんでしょうかね、正直ちょっと計画性が見当たらないというのが、全くないわけじゃないんでしょうけど、計画性が本当に強くないっていうのが正直なちょっと感想です。

それで、私、今回の事業で、前回、去年も申し上げたんですけど、ちょっと1つ提案があ

るんですね。今、自治体の会計には、国もちろんそうですが、一般会計と特別会計とあります。一般会計は恒常的に、な行政事務に関わる、行政業務に関わることに資するというか、そのための会計ですよ。でもふるさと納税というのは寄附税制で本来そういう使い方じゃなく、例えば、農集排であつたりとか、国保であつたりとか、後期高齢者であつたり、土地の関係の会計であつたりとか、そういったものと同様に、基本的に用途がある程度決まっているものだと私は自分で勉強してそういうふうに理解をしました。本来のあるべき姿がですね。

で、それを、お金をいろんなことに自由に使えるような形として上峰町はなっているんじゃないだろうかというふうに捉える、そういう感想を持ったんですね。そして、実際に本当に分かりにくいんです。今後、このふるさと納税寄附金制度がどうなるかは分かりません。これが未来永劫続くかどうか分からないんですね。

で、前回も申し上げたんですけど、その寄附金を当てにして恒常的に支払っていく行政の業務ですね、これには基本的にもう用心したほうがいいと私は思っていますし、今回の中心市街地活性化の債務負担の部分についてもふるさと納税寄附金を当てにしているということも答弁であつたので、私はそういったことも含めて、これはこれとして特別会計にして、そして、会計を分けて、その入りと出がよく分かって、そして、残ったら残ったで使えるからいいじゃないですか。一般財源、違った、残ったら残ったで、また町長おまかせというものもありますから、使えるので、私は今回ちょっと要望として、この②の最終的な要望として、このふるさと納税寄附に関して、今の一般会計での基金って形で入れて、そして、また同じように繰り出していろんなところへ使うっていう形よりも、特別会計にするほうが絶対に分かりやすいと思いました。町長の考えを聞かせてください。

○町長（武廣勇平君）

もうこれもね、過去議論をしておりますし、議論はいいんですよ、本当に。私、答弁もいたしております。

まず、ふるさと納税を一般会計にし、入りと出の軌跡をはっきりさせて予算書上に書き残しているから、こういった議論ができるわけじゃないですか。特別会計のほうが一般会計よりも注目度は薄くなっております、一般的に。で、また、全体の予算の配分が総覧性を失うと、本当に偏りがあるのではないかというようなこととかがみすみす逃されてしまいますので、総覧性を失わず、後世にわたってもふるさと納税の入りと出が、その軌跡がしっかりと残る形を我々は選択をしていて、これは以前からそのように申し上げております。

○2番（大川徹也君）

これも去年の議会の中で一部私が引用した資料ではあるんですが、関西学院大学の大学院経済学科研究科人間福祉学部の教授の小西さんという方がいらっしゃるんですね。で、この方は総務省の地方財政審議会特別委員なども歴任をしています。で、この方の、私がとても

しっくりきたので、この方の話をちょっと引用するんですが、ふるさと納税というのは寄附税制です。特定の自治体が掲げる政策に共感し、住民でない者がそれに協力することが本来の趣旨です。そして、ふるさと、この納税は公益性に対する寄附を奨励し、社会的共感を情勢、醸造することであると。そして、その使途は地方財政計画の歳出に計上されている政策であってはならないという考えをお持ちです。そして、適正な運用を進めようとする場合、まず、適正な運用とは何かを定めなければならないと。そして、自主規制ルール確立が望まれると。

上峰町でもそういうルールづくりを改めて考えたらどうかということを私は提案をしているんですね。それは町長の考えはあるでしょう。こうやって議論として残すということももちろんあるけれども、隣の自治体なんかでは、自治体では、特別会計にして、毎月そういうふうに、何といいますか、どういう審査とかがなされているところまで私知りませんけれども、議員が関わる機会があるということを知っています。

このように、今後、長くこれがその上峰町の予算に関わってくるものであればあるほど、私は別会計にして、その出と入りが、そして、私たち議会もよく分かるようにするために、特別会計を望みます。

○町長（武廣勇平君）

私は今のお話を聞いて、改めてやはり分かりやすい財政にしていく必要があると思って、思い直したところでございます。

東京大学の神野直彦先生は、財政について第一に重要な原則は予算は1つでなければならないという原則ですと申し上げておられます。財政を民主的に決めるというルールが確立するまでは予算は1つではありませんでした。予算原則がイギリスで確立されるまで、前まで支出と収入が結びついていました。海軍の予算であれば、海外から入ってくる品物にかかる関税と結びついていました。そういう仕組みはやめて、全ての支出と全ての収入を国民が決定するためには予算は1つでなければならないという原則が確立されています。しかし、財政が複雑になると、予算は1つでなく、幾つも成立することになってしまいました。現在、日本には一般会計という基本的な予算のほかに幾つもの特別会計があります。予算は1つでなければならないのに、特別会計が幾つもできています。これは財政を国民が共同の財布として決定するという考え方からいえば、好ましいことではありません。

これは云々続きますけれども、やはり予算の原則、財政の原則というものを考える上で、やっぱり入りがしっかりと記載され、出がちゃんと見えるということが予算書の一番注目を浴びる一般会計に記載されることで、財政の総覧性を失わない。これは予算をしっかりと説明する責任を負っている我々からすれば、しっかりと答弁義務を負いますし、質問については適宜答えている現状を踏まえたところで非常に重要なこの記載の仕方を我々としてはやっているんじゃないかなと、誠実に対応しているつもりでございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、それは国に対してはそう思いますよ。国の特別会計は多いんじゃないかなと思います、私も。でも上峰町はそんなないですよ。

先ほど申し上げた小西、関西学院大学の小西先生の言葉を引用して、引用したいと思います。

ふるさと納税は地方財政計画の外の収入であるので、歳入であるので、特別な財政需要に対する財源でなければならないと。ふるさと納税を充てていると言いながら、実際にはそうと言えない例が散見されます。ふるさと納税の歳入予算を小さく見積もって歳出予算を立てておいて、ふるさと納税として集まった額について当該年度の歳入予算の組替えで寄附者に呼びかけた政策分野に充てるといった運用は適切ではない。なぜなら、当初予算ベースで予定した額の事業はふるさと納税がなくても執行可能であって、ふるさと納税で集まった額を充当するとしても歳出予算を充当分だけ増額しないならば、結局は一般財源を追い出しているだけであって、厳密にはふるさと納税を充てているとは言えない。不明確な運用を避ける例として、ふるさと納税分は特別会計としてそこに一般財源を繰り入れるとしても、ふるさと納税は当該特別会計の歳入とするとともに、執行残が残れば繰り越すなどの措置を講じることがある。いずれにしてもふるさと納税は歳出と歳入の両面で一般会計予算と区別経理されるべきであり、一般会計決算の収支尻を改善させることで結果的に財政調整基金の増額につながるものであってはならない。本来、ふるさと納税は特定の政策と結びついて募るべきであり、首長の裁量枠のような曖昧なものは適当ではない。それでは運用上難しいという印象もあるだろうが、使い勝手のよいことを優先するような性質の財源ではないことを思い起こしてほしい。実施したい政策があって寄附金の目標額を定めれば、それを超えた寄附額が集まった場合には募集を停止するくらいのことはあってもよい。このような考えをお持ちです。こういう学者もいらっしゃるということを、もしよろしければ頭の片隅にでも置いて今後検討していただけるとうれしいです。

私の質問はこれで終わります。

○町長（武廣勇平君）

ふるさと納税について、いろんな識者がいらっしゃるということを頭の隅に置いて今後臨んでいきたいと考えております。

○議長（中山五雄君）

大川議員にお尋ねします。あと1分しかないですけども、これで打ち切っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 19 分 散会